

会 議 録

会議の名称		令和7年度つくば市障害者自立支援協議会第1回こども部会		
開催日時		令和7年9月4日(木) 13時30分～15時		
開催場所		つくば市役所 2階 会議室 202		
事務局(担当課)		福祉部障害者地域支援室		
出席者	委員	根本希美子、金森祐輔、大塚かおり、吉田美恵、井坂美津子、篠崎純一、武田真浩、原口朋子、菅野慎也、飯島弥生、新谷幹英、中島澄枝		
	その他			
	事務局	飯田室長、松本医療係長、片桐主査、荻谷(拠点コーディネーター)		
公開・非公開の別		<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部公開	傍聴者数	2名
非公開の場合はその理由				
議題		<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所等訪問支援事業について～現状と市の取組み～ ・ 意見交換 		
会議録署名人		確定年月日	年	月 日
会 議 次 第	1 開会	2 部会長あいさつ		
	3 協議事項	4 その他		
	5 閉会			
(審議内容) 1 開会 (事務局) : 飯田室長				

定刻となりましたので、「令和7年度つくば市障害者自立支援協議会第1回こども部会」を開会いたします。

本日は、公私共にお忙しい中、全体会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

2 あいさつ

(事務局) : 飯田室長

開会にあたりまして、飯島部会長より挨拶を申し上げます。

(飯島部会長)

参加いただいた皆様に感謝申し上げます。本日は令和7年度の第1回こども部会です。10年前に設立された保育所訪問支援について議論を行います。今日は現状について話し合い、意見を交換し、次回の部会につなげたいと考えています。ご協力をお願いします。

(事務局) : 飯田室長

飯島部会長ありがとうございました。

3 協議事項

(事務局) : 飯田室長

続きまして次第3「協議事項」に入らせていただきます。

これからの会の進行につきましては、飯島部会長、よろしく願いいたします。

(飯島部会長)

それでは始めさせていただきます。内容に入ります前に、市政運営の透明性の向上を図るということを目的とする「つくば市会議の公開に関する指針」によりつくば市自立支援協議会を公開とします。ご賛同いただける方は拍手をお願いいたします。

—拍手—

ありがとうございます。最初に、事務局より本日の資料の確認をお願いいた

します。

(事務局) : 飯田室長

はい、事務局からお手元の資料について確認いたします。

(資料)

① 本日の次第

② 資料 「保育所等訪問支援事業」とは

以上を御準備させていただいておりますが、不足等ございませんでしょうか。配布資料については以上です。

(飯島部会長)

それでは協議事項の内容に入りたいと思います。

障害福祉課福祉連携係松本医療係長から「保育所等訪問支援事業について～現状と市の取組み～」について、ご説明、よろしく願いいたします。

(松本医療係長)

つくば市で保育所等訪問支援事業の訪問支援員をさせていただいております、障害福祉課の松本と申します。

本日は、障害福祉サービスの1つである保育所等訪問支援という事業について、事業の概要とつくば市で実施していることについて説明させていただきます。

お手元の「保育所等訪問支援事業とは」の資料に沿って説明させていただきます。

—資料に沿って説明—

(飯島部会長)

ありがとうございます。ご発表いただいたお話について何か質問や等あればと思いますが、いかがでしょうか。

(吉田委員)

訪問支援を実施する訪問支援員の方は、障害児支援に関する豊富な知識と経験を持っている必要がありますが、その条件は具体的に記載されていません。

具体的にどのような資格や経験が必要なのか、詳細に教えていただけますか。

(松本医療係長)

特に資格とかのしぼりはなく、障害児支援に携わって年数経過している方、何年か実際の支援に携わっている方であれば訪問支援員になれるような形になっております。令和6年度に障害福祉サービスの報酬改定がありましたが、訪問支援員の経験年数によって報酬の単価が異なる制度も導入されています。詳細な資料は執務室にあるため後程、ご報告します。

(飯田室長)

追加として、専門職の方だと単価が上がるようにはなっています。基本的には経験年数によって、訪問支援員として勤務することができる形になっております。

(吉田委員)

訪問支援を行う事業所は、自主的にこのサービスを行いますというものです。市からの指定ですか。

(飯田室長)

事業所が自主的に取り組みたいと考え、茨城県に指定の申請を行い、承認が下りれば事業として始められるというイメージです。

(吉田委員)

わかりました。ありがとうございました。

(飯島部会長)

他はいかがですか。

(篠崎委員)

つくば総合福祉センターの篠崎です。ご説明ありがとうございました。2点お伺いしたいことがありまして、保育所などの訪問支援において受け入れが拒否される場合があると書かれていましたが、実際にどのような理由で拒否され

ることがあるのか具体的な例が述べられることがあるのか、それともう1つは…。とりあえずその点についてお伺いします。

(松本医療係長)

拒否される理由について具体的なところまではお伺いしていませんが、訪問される側としては個人情報の保護などを懸念事項があるかと思います。また、園によっては、ちゃんと園の中で支援しているので大丈夫ですというスタンスを持っているところもあります。また、学校側でも学校によって受け入れの拒否がある場合がありますが、その一つ一つの断られてしまう細かい理由まで把握できていない状況です。ただ、こちらとしては、訪問先に受け入れてもらえるだけの説明をしっかりとしていけるといいですよねということをお話しているところです。

(篠崎委員)

ありがとうございます。思い出しました。私たち相談支援事業所も同様な理由で多くの断りを受けることがあります。学校側からすれば、保育や教育と福祉の連携は難しい部分があるかもしれません。福祉の側も言い方的に教育に入りがちになることもあるので懸念されるのかもしれないなと思っているところです。関わるが多いため、誤解されることがあるかもしれません。具体的な支援に入った際に、相手方が保育園などで対応してくれる担当者は、現場の職員なのか、管理職なのか、どちらが多いのか気になっています。

(松本医療係長)

私の経験からですと、両方あって、園によってという形になりますが、園に連絡させていただく時には、まず管理職の先生に連絡を取らせていただいて、実際に支援が始まった後は、担任の先生とのやり取りということが多くなってきます。また、加配がついているお子さんだったりすると、加配の先生とやり取りさせていただくこともありますが、必ず担任の先生も交えてという形で対応していただいているところが多いです。

(篠崎委員)

ありがとうございました。

(飯島部会長)

今の拒否に関する議論について、様々な立場の方がいらっしゃるため、皆さんの意見をお伺いしたいと考えていますが、その前にもし質問があれば、一度お話しただけですか。よろしくをお願いします。

(吉田委員)

これは、保育所だけでなく学校にも行ける事業だと聞いておりますが、どれくらいの件数の利用が、1年間であるのか教えてください。

保育所で何件、小学校で何件というのがありますか。

(飯田室長)

利用実績は、執務室にあるので、今お持ちします。少々お待ちください。

(吉田委員)

もう1つは、保育所だけじゃなくて幼稚園も対象になりますか。

(飯田室長)

対象になります。

(飯島部会長)

他に何か聞いておきたいこととか確認したいことはないですか。

(吉田委員)

この事業所は多分、放課後デイも行っているところが多いと思いますが、放課後デイの利用とは別に、保育所等の訪問支援だけのために利用することも可能なのでしょうか。個々の施設に登録する必要があると聞いたことがあります。ここの施設の利用と施設訪問支援事業は別なのか、一緒なのか教えていただけますか。

(飯田室長)

制度上は別になってはいますが、同じ場所での運用が多くなってしまっている

のかなと思います。そもそも指導に行くというのが、一応メインになるため、どこかしらか(の事業)で支援がうまくいっていて、それを学校と、保育所等訪問支援で同様にしていきたいという思いがないと、あんまり支援に入ることはないのかなと思います。ただし、逆につくば市で運営している事業所では、保育所等訪問支援だけで入っているということもあります。一般的には、複数のサービスを組み合わせている事業所が多いと認識しています。

(飯島部会長)

金森委員のところは、この事業は、行ってないということでしょうか。

(金森委員)

この議題はかなりタイムリーであり、これからものすごく必要性を感じています。数年前までは、こういう問題はあまりなかった。というのは、保育所に通いながら両方通っているというケースはすごく少なかったんです。うちでも4～5年前は事業所でも保育所に入りながら通う子は2人とかでした。今は、ものすごく増えています。ほとんど保育園から通う子が増え、このような事業をすることも検討しています。ただ、人員の問題など様々な課題があり、現時点では実施していませんが、任意で保育園・幼稚園は訪問したり、保護者の確認を取りながらそれは行きます。ケース会議もあるし、ちょっと帰りに見に行っ様子を見て担任の先生とお話したり、園長とお話したり、そういうケースもすごくあって、先ほどの拒否されるという話も、3日前くらいに面談があった時に、うちの事業所以外で3か所の事業所を使っているお子さんがいるんです。保育園に通いながら3か所の事業所に通っているんです。そうなってくると連携しなくちゃいけないじゃないですか。私のほうで提案して保育園の方にケース会議とか担当者会議とかできるはずだから、保育所等訪問支援の事業所ではないので、こちらから直接はあまり動けないのですが、相談支援の人が中心になれば動けるので、それを保護者が相談支援の方に提案しました。そうしたら、3か所の事業所のうち、一か所だけ保育園に送迎していない事業所のた

め、事業者の顔がわからないというんです。うちは保育園の送迎しているんですね。先生と毎回会うんです。ほかのもう一つの事業所も。三つ目の事業所は、保護者が事業所の送迎をしているので、保育園が、その事業所のことは何も知らない。その場合、個人情報の観点から難しいという風にちょっと断られてしまったというケースがちょうど2～3日前にありました。今日、この話があるということで、その場合、どういう風に対応するべきなのか、絶対対応するべきなのに、保育園の方からそんな風に言われてしまったということです。一つ気になるのは、放課後等デイサービスは、教育局の方が結構動いてくれると、案外ケース会議とか担当者会議がスムーズにいくんです。幼稚園、保育園の場合、行政の方で「やってください」とか、「自分たちも参加するから」といった保育園を担当している幼児保育課のような担当部署のところがないと、ちょっと難しいのかなというのが実態としては感じています。

(飯島部会長)

今のお話を整理すると、1ヶ所保育所への送迎をしていないので保育所の方との面識がないということで、担当者会議をするにあたって、その事業所側に情報が流せないということで共有できませんっていうような断られ方で、その児童さんは相談支援員はついてはいるということでよいでしょうか。ちなみにその保育園は公立保育園でしょうか。

(金森委員)

公立保育園です。先ほどあったのですけども、園長の考え方によってもまるっきり違ってきます。現場の先生たちは、結構話聞きたいとか、案外あるのですけども、園長先生が、「うちはいいです」「ちょっとそれは個人情報で困ります。」と言うと入れなったり、「ああ、いいですよ。」と園長みずからが事業所の子どものために事業所を探して、電話したり訪問してくれたりするところもあるのです。

公立でも、本当に小学校によっても、幼稚園保育園によっても全然違うので、

難しいところですが。

(飯島部会長)

お顔が見えない事業所さん以外だったら担当者会議は、実施できるということですかね。

(金森委員)

私が直接話してないのですが。だからそこら辺で、次にでもその展開をしてしまうと、1つの事業所が共有できないので、やっぱりそこが入らないと、進まないと思います。

(飯島部会長)

そのあたり、相談支援員の方々から、何かまた違う見え方意見とかありますか。

(原口委員)

私は、今保育所等訪問支援に携わっていないのが現状なのですがけれども、先ほど飯島部会長から意見を求められた際、個人情報の取り扱いについて発言したいと感じました。保育所に限らず、福祉や医療など、さまざまな機関が連携する際に個人情報の扱いは大きな課題となると考えています。たとえば、私たちの法人が市町村に情報提供や連携を依頼した際に、十分な情報を得られなかった経験があります。このような状況では、どのように連携を進めるべきか悩むことが少なくありません。大規模な病院などであればスムーズに対応してもらえる場合もありますが、私たちのような社会福祉法人では対応が難しいと感じられているのかもしれませんが。

(飯島部会長)

ありがとうございます。他の相談員さんはよろしいですか。

(武田委員)

先ほどの金森さんのお話によると、おそらく相談支援の場で個人情報に関する同意書を取得しているはずですが。そのため、それを活用することで問題が解

決できる場合もあるかと思えます。

私自身、多分野での連携が難しいと感じる場面では、個人情報誰のものかを考えると、それはお子さんやそのご家族の情報であることがほとんどです。その際、親御さんが積極的に動ける場合は、まず親御さんに連携先の事業者働きかけてもらい、「親御さんが了承しているのだから問題ない」という流れを作ることで、結果的に連携がスムーズに進むことがあります。このような取り組みの後に相談を行うことで、「では参加します。」といった前向きな返答を得られた経験もあります。

一方で、こうした方法を試みても、実際の理由としては「忙しくて協力できない」などの事情が背景にある場合も考えられます。しかし、そのような場合でも、個人情報に関する懸念が表面上の理由として挙げられることがあるため、先述の方法を活用することで、比較的スムーズに会議や連携を進められることが多いと感じています。

(飯島部会長)

はい、ありがとうございます。

(金森委員)

今のお話を受けて、私たちの取り組みについてお話します。保護者の方が最初に保育園に確認を取るようお願いする場合、保護者がそれ以上積極的に動くのが難しいケースが多いと感じます。保育園にお子さんを預けている状況では、保護者として強く要望を出しづらいという事情もあるためです。そのため、この段階で話が停滞してしまうことがあります。

そこで、相談支援員の方に話を持ちかけた際に、どれだけ積極的に動いていただけるかが重要になります。しかし、現在の相談支援員の方々は非常に多忙で、私たちも相談支援員を探している状況であるため、スムーズに次のステップへ進めない場合もあります。

私たちの法人では、個人情報に関する同意書を取得し、協力機関や連携施設との情報共有を進めています。このような取り組みを通じて、保育園側との円

滑な連携を目指しています。ただし、波風を立てずに協力関係を築くことが理想であり、双方が協力的な姿勢を持つことが大切だと感じています。

一方で、連携を進める上で一定の「強制力」が必要になる場合もあります。もちろん、強制力という言葉が適切でないかもしれませんが、連携は義務であるという意識を関係者間で共有することが重要です。この点について、担当者会議を開く際にどの程度の強制力があるのか、私自身も明確には分かりません。ただ、連携を進める必要性は明らかであり、この点については学校や保育園、幼稚園との温度差が課題として残っていると感じます。幼稚園や保育園では、まだ十分に進んでいない部分もあるため、その点を踏まえてどのように進めていくべきか、皆様のご意見を伺いたいと思います。

(根本委員)

それでは学校側の方としては、新谷委員、中島委員はいかがですか。

(中島委員)

金森さんが先ほどおっしゃったように、私も金森さんが関わっておられるお子さんのサポートに同席させていただいたことがあります。その際、学校の対応についても多くのことを感じました。学校の中には、理解が進んでいるところもあれば、まだ訪問支援の経験がないために慎重な姿勢を取るところもあります。特に、訪問支援を大々的に行っていない学校では、関与に対する不安を抱える場合もあります。

一方で、支援が進んでいる学校では、療育中のお子さんの様子を共有したり、児童クラブでの異なる姿を知ることができたりするため、複数の職種が関わる場面が生まれています。その結果、親御さんから感動の言葉をいただくこともありました。

ただし、経験がない学校では、個人情報取り扱いに関する懸念だけでなく、同じクラスにいる他のお子さんにまで影響が及ぶことへの不安の声が挙げられることがあります。例えば、「あの子も心配だよね」といった話が出るのではないかと懸念です。しかし、実際にはそのような心配は不要であり、この

支援は対象のお子さんのために行われるものだと説明することが大切です。

金森さんと一緒に取り組んだ際には、最初は校長先生もご心配されていましたが、最終的には「支援を受けて本当に良かった」とおっしゃっていただきました。このような理解を広めていくことは、私たちの重要な役割だと感じています。

また、教育局は幼稚園と学校を所管しているため、公立幼稚園については私たちが責任を持って進めていかなければならないと考えています。この課題に対して、より積極的に取り組んでいきたいと思います。

(飯島部会長)

保育所はどちらの部署が担当になりますか。

(中島委員)

保育所は幼児保育課になります。

(新谷委員)

特別支援学校の新谷です。

連携の重要性については、本当に大切だと感じています。一方で、連携には難しい部分もあると思います。しかし、うまくいくケースを見てみると、誰かがリーダーシップを取っていることが多いように感じます。

必ずしも学校がリーダーシップを取る必要はなく、例えば金森さんのような方がリーダーシップを発揮し、その上で学校を巻き込んでいただくという形でも良いのではないのでしょうか。実際に成功している事例を見ると、そのような流れで進んでいることが多いように思います。

今回のお話を伺いながら、そのようなことを改めて感じた次第です。

(飯島部会長)

今の中島委員のお話を伺って、私も過去の経験を思い出しました。私は理学療法士として普通小学校に行った際、校長先生から「何のために来るのか」と尋ねられたことや、周囲の方々やお子さんたちとの関係性について話し合いを重ねた経験があります。当時、数日間にわたってやり取りを行い、最終的には

支援の方法を共有できるようになりました。それが実現できたのは10年以上前のことですが、今でも印象に残っています。

連携全般に言えることですが、こちら側が「こうしたい」と強く思っているにもかかわらず、相手にその意識がなかったり、理解が不足していたりするケースは少なくありません。そのため、誰かがそのギャップを埋める役割を果たす必要があります。新谷先生がおっしゃったように、最終的にはそのような理解の橋渡しをすることが求められるのだと思います。

また、民間の立場から見ると、公的な立場の力を借りる必要がある場合もあります。そうした公的な後押しがあることで、連携がよりスムーズに進むと感じています。

(金森委員)

相談支援員の方が中心的な役割を果たすべきだと考えています。しかし、現在の状況を考えると、相談支援員の方々には非常に多くの負担がかかっており、その全てを担うのは難しいのではないかと感じます。実際、連携のやり取りが増えることで、支援員の方々に過剰な負担がかかり、大きな負荷となってしまうことが容易に想像されます。

そのため、こちらが過度に積極的に依頼を進めてしまうと、結果的に相手に迷惑をかけてしまう可能性もあります。場合によっては、対応が難しくなり、関係が悪化してしまうリスクもあるでしょう。一方で、お子さんのことを最優先に考えれば、遠慮せずに行動すべきだという考え方もあることは理解しています。

ただし、このバランスを取ることが非常に難しいと感じています。支援員の方々の負担を考慮しつつ、効率的かつ効果的な連携を進める方法を模索する必要があると考えています。

(飯島部会長)

相談員の皆さん、いかがでしょうか。こちらからの働きかけについて、お気

遣いが不要な場合もあるかもしれませんが、そうではない場合もあるのではないかと思います。

ただし、相談員の業務範囲が明確に決まっているわけではないため、対応はケースバイケースになることが多いと感じています。そのため、どのように進めるべきかについては、状況に応じた判断が必要だと思います。すみません、私の考えがまとまらない部分もありますが、皆様のご意見を伺えれば幸いです。

(菅野委員)

今日、松本さんのお話を伺い、改めて感じたことがあります。それは、相談支援専門員自身が保育所等訪問支援についてしっかり理解を深めることが重要だということです。この理解が不足している場合、連携の実現には至らないのではないかと改めて感じました。

また、せっかく連絡会が立ち上がったのであれば、相談支援事業所と保育所等訪問支援事業同士が顔の見える関係を築いていくことが大切だと思います。これにより、お互いの現状を知り、理解を深めることができるでしょう。その結果、調整が必要な場面でもスムーズに進められる可能性が高まると考えます。もちろん、それぞれの事業所が置かれている状況によって調整の仕方は異なるため、一概には言えませんが、まずは相談支援事業所に相談を持ちかけていただければと思います。

私たちも、できる範囲で調整を行う努力をしていきます。その上で、コーディネーターとしての役割を明確にし、連携を進めることが重要だと考えています。まずは顔の見える関係を築き、それを基盤に連携を深めていくことが大事だと改めて感じています。

(新谷委員)

はい、支援学校の新谷です。相談支援員の方々を少し弁護させていただきたいと思います。先ほど「連携」というお話が出ましたが、今日の議題である保

育所等訪問支援については、事業所が保護者から依頼を受け、その事業所が子どもがいる集団に指導を行うという仕組みになっています。そのため、そもそも相談支援員が直接関与する場面は少ないのではないかと考えています。

もちろん、連携は重要だと思います。しかし、今回の議題においては、保育所等訪問支援をどのように有効活用していくかをまず考える必要があると感じています。その上で、連携を進める際には、相談支援員の力をうまく活用しながら進めていくという理解が適切ではないかと思えます。

このような視点で議論を進めることが、より実効性のある結論に繋がるのではないのでしょうか。

(金森委員)

今回の議題は、保育所等訪問支援に関する現状についてです。資料にも記載がある通り、現在この支援を実施している事業所は非常に少ない状況です。実際、ある保護者の方からは、保育所等訪問支援を提供している事業所に依頼した際、「忙しくて訪問ができない」と断られたという話も伺っています。

現実的には、私たちが児童発達支援の中で保育所等訪問支援を正式に受けていない場合でも、保護者との関係の中で保育園や幼稚園を訪問し、様子を見たり、求められればアドバイスをしたりしています。ただし、それは保育所等訪問支援のような正式なシステムとして動いているわけではなく、あくまで平行的な立場での関わりに留まることが多いです。

現状として、他の児童発達支援事業所がどの程度の頻度で保育園や幼稚園を訪問しているかは正確には分かりませんが、事業所が訪問できる体制を整えることがまず必要だと感じています。この資料にある数字からも分かるように、保育所等訪問支援を実施できる事業所が少なすぎるというのが現実です。

もちろん、現在通っているお子さんのために訪問を行うケースはあるかもしれませんが、「事業所がやっているから」といって電話一本で訪問してもらえただけではありません。基本的には、訪問が行われるのは極めてまれな状況です。

そのため、保育所等訪問支援を議題とする際には、保育所等訪問支援を行っていない事業所に対しても訪問できる体制を構築する重要性を同時に考えるべきではないのでしょうか。

(飯島部会長)

このシステムは、やはり積極的に活用していくべきだと考えます。ただし、現状では活用する際に多くのハードルがあるように感じます。そうした課題をどのように解消していくかが重要だと思います。

ここで1つ質問なのですが、この保育所等訪問支援について、先ほど金森さんのご発言では、マンパワーの不足が原因で事業所が申請できていないという状況を挙げられていました。このサービスを実施するための指定要件にはどのようなものがあるのでしょうか。具体的な条件について教えていただけると助かります。

(飯田室長)

指定要件についてですが、基本的には児童発達支援の要件とほとんど変わりません。ただし、訪問支援員が訪問支援専任として勤務する必要があります。そのため、例えば常勤の職員が訪問支援を兼務すると、その方が常勤としての扱いではなくなってしまうという点が課題となる場合があります。この点が、事業所にとってネックになっているのかもしれませんが。

ただし、指定要件自体はそれほど難しいものではありませんので、要件そのものが大きな障壁となっているわけではないと考えています。

非常勤の方を訪問支援に配置すれば、基本的には問題なく対応できると思います。ただし、その分、元々の支援業務を担当していた場合には、その方が支援員としての人数に含まれなくなってしまうます。

その結果、例えば支援員の不足が発生した場合、加算が取れない、あるいは人員配置基準を満たせないといった問題が生じる可能性もあります。この点については、事業所ごとの人員配置計画に大きく依存する部分だと思います。

(飯島部会長)

井坂委員、取れる要件を満たしている事業所をお持ちかと思いますが、あえて申請されていない理由や、何かハードルとなる要因があるのでしょうか。

(井坂委員)

確かに、私たちの事業所では要件を満たしており、申請すればサービスを正式に取ることが可能です。しかし、現在のところはすべてサービスとして対応している状況です。依頼が非常に多く、例えば「保育所に入るので保育園に行ってもらえますか」といった要望をよくいただきます。

また、医療的ケアに関しては、現場で直接的な指導を行うのではなく、必要な内容を文書にまとめて看護師さんにお渡ししたりする形で対応することが多いです。このように、文書での対応が中心となる場合もあります。

一方で、私自身、現在の需要の数を早く把握したいという気持ちがあります。現状では、事業所が自主的に行きたいと思って動くのではなく、保護者や関係者からの依頼を受けて対応する形がほとんどです。この点についても課題として感じています。

(飯田室長)

本来は、保護者からの依頼を受けて、保育園や幼稚園、学校などで心配事がある際に支援に入るといった形が正規の流れです。しかし、正直なところ、これまでに事業所側が利用者に「これを申請してきてほしい」と依頼し、利用者がその目的をよく理解しないまま申請に来るといったケースもありました。

そうしたケースが全くなかったとは言えませんが、本来の目的や趣旨を踏まえた上で、適切に支援を行うことが重要だと感じています。

(井坂委員)

利用実績の人数聞いてもいいですか。

(松本医療係長)

令和6年度の実績についてお伝えします。市全体での保育所等訪問支援事業における受給者証の支給決定数と支援実績は以下の通りです。

まず、受給者証の支給決定数は全体で82人。そのうち未就学のお子さんが42人、就学のお子さんが40人でした。一方で、実際に支援が提供されたお子さんの数は51人で、その内訳は未就学のお子さんが34人、就学のお子さんが

17人となっています。

つまり、受給者証が発行された82人（実人数）のうち、実際に支援を受けたのは51人（延べ人数）ということになります。この差について、なぜ支援が行われなかったのか、具体的な理由については現時点で把握できておりません。

（吉田委員）

保育所等訪問支援が、これほど多く利用されているとは思っておらず、驚いています。実は、1週間前にあった私自身の経験を少しお話しさせていただきます。

小学校1年生のあるお子さんについてのことです。その子は学校で非常に困難な状況にあり、本人も学校に行きたがらない一方で、学校側も対応に苦慮していると聞きました。現在、その子は私たちの事業所が運営している「ベルガクラス」という放課後デイサービスを利用しており、利用開始から1ヶ月ほどです。

今回、その子の保護者から「保育所等訪問支援を利用したい」との相談がありました。ただし、保育所等訪問支援を利用するために別の事業所にも登録が必要な状況で、さらに相談支援の手続きが必要とのことで、私自身に依頼がありました。この件に対応する中で、保育所等訪問支援について深く理解する機会を得たのですが、正直なところ、このサービスの重要性を改めて実感しました。

これまで、私たちの事業所では保育所等訪問支援を実施しておらず、対応は難しいと考えていました。しかし、今回の経験を通じて、このサービスがいかに必要とされているかを痛感しました。そして現在、来年度に向けて、人員の整理や体制の構築を検討しているところです。

保育所等訪問支援については知識としては知っていましたが、これだけ多くの方が利用しているとは知らなかったため、非常に驚いています。本日はこのような場を通じて多くを学ぶことができ、大変勉強になりました。ありがとう

ございます。

(井坂委員)

他の市町村の例を参考にすると、先ほどの連携や保育園が受け入れを拒否するといった課題も解決の糸口が見つかるように感じています。私はつくば市で入所判定会議のメンバーを務めています。他の市町村でも同様の会議に参加しています。

他の市町村では、入所判定会議の際に、保育園、相談支援員、訪問看護ステーション、行政、子ども課、さらにはドクターや専門職の事業者が一堂に会し、入所前から具体的な支援について話し合います。一方、つくば市の場合は比較的少人数で行われており、保育園、ドクター、私、担当課が主なメンバーです。

他市町村では、入所判定会議の前に保育園での体験が必須とされており、保護者も参加します。私も必ず体験に同席し、集団生活の様子を確認するとともに、保護者と直接コミュニケーションを取り、信頼関係を築くようにしています。このような事前準備を通じて、会議の間ではスムーズに話し合いが進むケースが多いです。

会議では、保護者の意見を重視しつつ、専門職としての見解を共有します。例えば、特別支援学校での個別支援と集団生活のメリット・デメリットを比較し、保護者が納得の上で選択できるようサポートします。また、入所後の支援体制についても、訪問看護や保育所等訪問支援の必要性を議論し、具体的な支援枠組みを決定します。

このように、入所前から多職種が連携して支援体制を整えることで、入所後の連携が非常にスムーズになり、問題が起きにくい状況が作られています。つくば市でも、就学前の段階から専門職が連携し、支援を計画的に進めるシステムを構築することで、より子どもたちにとって良い環境が整うのではないかと感じています。

(松本医療係長)

保育所等訪問支援は、「インクルージョン」というところと「アウトリーチ」という視点があって、本来そのお子さんが過ごす集団で生活をしていけるところに向けて、どう支援していくかというところもすごく大事にはなるかなと思っています。「大きな集団では適応しにくいところがあるから支援していきましょうね」というところと、「小さな集団では何となく積めてきているけど、あとは大きな集団じゃあどういう風に過ごしていこうか」というところで、児発事業を卒業して、というか児発事業から大きな集団の方に行ってアウトリーチに向けて支援していきましようかというところの目的も、保育所等訪問支援という事業にはあるかなと思うので、そこをどの様に支援していくかというのは今後も課題ではあるかなと思います。

(井坂委員)

そもそもその集団がその子に合っているのかっていうところからスタートですよね。

(松本医療係長)

そうですね。

(吉田委員)

一部のお子さんについては、事前に特性が分からず、集団生活に適応できると考えて学校に進む場合もあります。しかし、小学校や中学校では問題なく過ごせたものの、高校で困難を抱えるケースも少なくありません。

新谷先生に「高校でも支援が必要なケースはありますか」と伺ったところ、「支援員さんの専門的な知見が学校の専門性よりも優れている場合がある」という話をいただきました。このように、支援のあり方や専門性が問われる場面もあるのだと感じます。

それに加えて、支援施設や支援員の専門性が見えにくいという点も課題だと思います。例えば、「この施設は他害児への対応が得意」「この施設は医療的ケアが強み」など、支援内容や実績が見える化されていれば、利用者や学校に

とっても選びやすく、安心感を持てるのではないのでしょうか。また、過去の支援実績やその効果を発表するような機会があれば、支援の意義や成果をより多くの方に共有できるのではないかと思います。

さらに、現在では学校から放課後デイに直接問い合わせがあるケースもあります。例えば、「この子は他害行為をしませんか？」と聞かれることがあります。こうしたやり取りからも、学校や保護者が支援の選択肢や効果について情報不足で悩んでいる様子が見て取れます。

そのため、放課後支援事業だけで本当に支援が完結しているのか、あるいは他の支援との連携が必要なのかを明確にする必要があると感じています。支援の在り方について、もっと体系的な情報共有が行われると良いのではないのでしょうか。

(飯島部会長)

ありがとうございます。今までの話を聞いて、根本委員いかがですか。

(根本委員)

当事者である親の立場から申し上げますと、まずは保育所等訪問支援事業自体が、親や申請者が「必要だ」と判断してお願いするものです。そのため、事業所から「断られる」という状況が発生すること自体がとても疑問です。さらに、それを「断られたから仕方ない」と済ませてしまうのも理解しがたいと感じています。なぜもっと食い下がらないのか、と考えてしまうことがあります。

保護者が支援を求め、相談支援員を通じて事業所に依頼をしている場合、その事業所が関係機関、例えば保育所や学校などにコンタクトを取るはずですが、にもかかわらず、なぜ保育所や学校側が支援を拒否できる権利があるのか、不思議に思います。こうしたやり取りは、制度の趣旨そのものに反しているように感じます。

また、保育所等訪問支援に関わらないケース会議や連携については、善意や協力が前提となることが多いと思います。ただ、最も大切なのは、その子ども

がどのように支援を受けるべきか、そしてその子にとって最適な支援が何かを真剣に考える姿勢だと思います。関係者がその視点を持つことで、支援のためのつながりが生まれ、より良い支援が実現するのではないのでしょうか。

最後に、1点質問があります。「市営」と「民営」と記載されているものについてですが、運営母体が異なることは理解しますが、それによって役割や受け入れ対象が異なるといった違いはあるのでしょうか？

(松本医療係長)

市営と民営の違いについてですが、特に違いはありません。ただ、事業所によって受け入れる対象のお子さんや条件に違いがある場合があります。例えば、「未就学児のみを対象にしている」「就学児のみを対象にしている」といった違いや、「児童発達支援事業を利用している人や放課後デイサービスを利用している人でないと受け入れない」といった条件を設けている事業所もあります。

「児童発達支援や放課後デイサービスを利用していなくても、訪問支援だけを利用できる」という事業所もあります。事業所によっていろいろな状態です。

(根本委員)

ありがとうございます。ちなみに、市が直営で運営していることによるメリットやアピールポイントといった点は何かあるのでしょうか。市内では、とよさとのみ実施しているということですが、その点について教えていただけますか。

(松本医療係長)

保育所等訪問支援の事業所自体が少ないという現状があり、市でも立ち上げましたが、アピールポイントは特にはないです。

(飯島部会長)

大塚委員はいかがですか。アピールポイントという意味で福祉支援センターくきざきのご所属ですけど、今まで福祉支援センター、他のところとかでも関

わりはないですか。

(大塚委員)

関わりはありませんでした。福祉支援センターさくらからくきざきに異動しましたので。

(飯島部会長)

保育所等訪問支援やってないですね。

とよさとでは、保育所に入っはいますか。どうですか。

(松本医療係長)

そうですね、市直営の特性として、つくば市の福祉支援センターでは児童発達支援事業も行っておりますが、つくば市の福祉支援センターの児童発達支援事業を利用しているお子さんは、「とよさと」の保育所等訪問支援事業を利用できない形にさせていただいています。

できれば、この児童発達支援事業から移行して、「アウトリーチ」という形で大きな集団をめざして行こうねというお子さんたちを保育所等訪問支援で受け入れていけたらという思いがあったので、併用という形にはしていません。

民間事業所さんは、逆に、児童発達支援事業を利用している、放課後デイサービスを使っている子に入っていきますよという形にしているところが多いです。

(根本委員)

よろしいでしょうか。

1点確認させていただきたいのですが、さくら福祉支援センターで行われている保育所等訪問支援についてですが、この制度は障害福祉の制度とは別のものなののでしょうか。同じ名称を使用しているように見えますが、内容は異なるものなののでしょうか？

(松本医療係長)

同じ名称ではなく、あくまでも児童発達支援事業の中で先生たちが「連携訪

問」という形で実施しています。

この連携訪問では、児童発達支援事業を利用しているお子さんたちの様子を、保育所や園の先生たちと共有するために行っています。

(根本委員)

その点について、家族にとって非常にわかりづらい部分があると感じています。連携事業として行われているのか、それとも保育所等訪問支援として実施されており、正式に受給者証を取得しなければならない制度なのか、という点が明確でない場合があります。こうした曖昧さが、家族に混乱を与える要因になっているのではないかと思います。

(井坂委員)

申し訳ありません。先ほど「入る前が大事」とお話ししましたが、私が対象としているのは医療的ケア児に限定されています。申し訳ありません、この点を訂正させてください。

医療的ケアが必要なお子さんに限定しているため、入所前から丁寧な準備を行うことが可能です。そのため、全体で80何人いらっしゃる中で、すべてのお子さんについて入所前から対応するというわけではありません。この点について、取手市も同様の状況です。

(松本医療係長)

「80何人」というのは、障害福祉課が支給決定している受給者証に基づく活動実績の数字です。この人数は、市直営の事業所が対応している利用者数ではありません。

(井坂委員)

申し訳ありません。私は医療的ケア児を対象とした支援に関わっています。医療的ケア児には、軽度の方から重度の方まで幅広くいらっしゃいます。そのため、私の場合は、そもそもそのお子さんに集団生活が適しているかどうかを慎重に考えることが重要になってきます。特に、重度の方や〇Aの方も多いい

らっしゃるため、一人ひとりに合わせた支援が求められます。

また、先ほど保育園との連携についてお話しした際に、「サービス」として捉える形で話しましたが、確かに医療連携体制加算のような仕組みも導入されていますよね。保護者や保育園から要請があれば、積極的に足を運び、連携を図ることが重要だと考えています。

(新谷委員)

時間が限られているため、簡単にお伝えします。このシステム自体は非常に素晴らしいものだと思いますし、これからさらに活用され、連携を含めて発展していくことを大いに期待しています。その点については大賛成です。

ただし、今後課題となると思われる点をいくつか挙げさせていただきます。例えば、先ほど話題に挙がった「断る」という件についてですが、要綱を確認すると「必ず受け入れなければならない」とは明記されていません。私たちの学校に依頼が入る際、出発点が事業所からの依頼ではなく、保護者から直接の場合もあります。もしそれが正しい手続きでないとしたら、私たちの指導体制に問題がある可能性があります。そのため、依頼の出発点については必ず確認するようにしています。

また、この事業の特徴として、「通常の集団の中に障害のある子どもがいる場合に、その関わりを支援する」という点が挙げられます。支援学校においてこの事業が実施される場合、その目的や意図について再確認することが重要だと感じています。

さらに、実際に訪問に来られた際の問題点として、訪問後にすぐ帰ってしまうケースが多いという現状があります。そのため、記録を残し、先生方に助言をお願いするようにしたところ、逆に訪問が途絶えてしまったという事例もあります。これは本校での事業の一部の現状ですが、改善の余地があると感じています。

もう1点、通常の保育園や幼稚園、小学校に訪問に来られた際も、助言が専

門的な内容に終始してしまい、具体的な支援方法やクラス運営に関するアドバイスが不足していることがあります。例えば、「この子の特性はこうです」といった説明に終わり、周囲の子どもたちとの関わり方やクラス運営についての具体的な助言が得られないこともあります。その結果、現場の先生方が「何を言われているのかわからない」と感じることもあるようです。このような課題を整理し、事業の中身を整備することで、断られるケースや2回目の訪問が行われないといった問題が少しずつ改善されるのではないかと考えています。

以上、私が感じている点をお伝えしましたが、うまく伝わりましたでしょうか。

(飯田室長)

先ほどの先生のお話と、根本さんのお話に少し補足させていただきます。特に事業が始まった初期の頃の話ですが、事業の趣旨が十分に理解されていない状況があったように感じます。例えば、事業所側が「この支援をつけましょう」と提案し、親御さんがそのまま申請するケースがありました。しかし、親御さん自身が事業の内容を十分に理解していない場合も多く、結果として学校側としっかり連携が取れない状況があったのではないかと考えます。

また、親御さんにとって現在利用している放課後デイサービスが使えなくなることは大変なことです。そのため、支援の内容や趣旨を十分に理解しないまま受給者証を取得してしまうといったケースも考えられます。その結果、学校に対して適切に説明ができず、特別支援学校のような教育の専門機関であっても、納得のいく対応ができなかったことがあったのではないかと想定しています。

本来、事業所が適切に機能していれば、例えば「私たちはこういった指導方針で進めています。学校側ではこういった課題があると親御さんから伺っていますので、その改善のために一緒に支援をさせていただきたい」というような具体的な提案が行われるべきです。そのような形での連携であれば、学校側が

「断る」という事態はまず起こらないと思います。

当初は事業所側の経験不足や体制の未熟さも一因で、こうした課題が発生していたのではないかと反省しています。そのため、私たちも現在、連絡会を開催して各事業所の方々にお集まりいただき、研修を通じて質の向上を図っています。また、松本さんからもお話があったように、学校や幼稚園の先生方に対しても、この事業の内容や目的を説明する機会を設けています。

ただし、現状ではまだ課題が多いと認識しています。本日いただいたご意見は非常に参考になりました。これを踏まえて引き続き改善に努めていきたいと思えます。

(篠崎委員)

最初にいろいろとお話を振らせていただいた際に、非常に活発な議論が行われたことを嬉しく思います。私自身、相談支援事業所の立場からこれまでの経験を振り返ると、教育と福祉の連携には非常に難しさを感じています。

福祉側の立場として言えば、私たちは福祉のプロとして対象となる児童やその家族にしっかりと向き合うことが求められます。しかし、福祉の現場でも教育に近い課題に踏み込む必要が出てくる場合があり、その際、相談員が「お前は先生ではない」と指摘されることもあります。こうした状況を改善するには、福祉の現場でも研修などを通じてスキルアップを図り、双方の理解を深めていくことが必要だと感じています。

保育所等訪問支援事業についても、まだ始まったばかりのサービスであり、多くの課題が残されていると考えています。特に「連携」という言葉は頻繁に使われますが、実際に「誰が」「何を」「誰と」連携するのかが明確でないことが問題です。連携を具体化しない限り、相互理解を深めることは難しいでしょう。

今後の課題としては、連携の際に役割を明確化し、それを「見える化」することが重要だと考えています。例えば、相談員であれば、「私はこの子のこの

課題に対して、このようなアプローチを行います」と具体的に示すことが必要です。そのようにして、教育側にも福祉側の役割や取り組みをきちんと伝えていくことで、受け入れられる体制をつくることができると考えています。

したがって、連携をより具体的かつ明確にすることが、今後の改善において重要なポイントになると思います。

(飯島部会長)

その他いかがですか。全体を通してのご意見でもよろしいんですが。

(井坂委員)

何度も申し訳ありません。私も同じように感じています。親御さんたちへの啓発や支援も非常に重要だと考えています。例えば、母の会などと連携して、親御さんたちが支援について正しく理解し、自分たちの役割を考える機会を作ることが必要だと思います。

親御さんの中には、「うちの子はこうだから」という理由で、常に個別に特化した支援を求める方もいらっしゃいます。その気持ちは非常によく理解できますし、当然のことだと思います。しかし、通常の学校や保育園に通わせるということは、「集団のルールの中で社会を学ばせたい」という目的が含まれているはずで、この点について、親御さんたちにも改めて考えていただけるような取り組みが必要ではないでしょうか。

また、インクルーシブ教育や合理的配慮についても、社会的に多くの議論が行われていますが、「どこまでがインクルーシブなのか」「どこまでが合理的配慮に該当するのか」といった線引きについては、支援者側だけでなく親御さん側にも理解を深めていただく必要があると感じています。そのため、親御さんと支援者の双方が同じ方向を向いて協力できるよう、具体的なアプローチを検討する必要があると考えています。

こうした課題に対して何か解決策を見つけられないかと思いながら、今後の取り組みに期待しています。

(飯島部会長)

何か困っている人や関係者がいて、その困った事案が明確であれば、連携は取れるのではないかと考えています。ただ、先ほどの話の中で触れられたように、例えば保育園側が特に困っていないのに事業所側が「行きます」と言っても、連携は成立しないのではないのでしょうか。そのため、相談員という中立的な立場が必要にならざるを得ないのだと思います。

保育所等訪問支援事業が始まった背景についてですが、確か平成24年に事業がスタートした際には、「困っている」という声があり、それに対応するために事業所が連携という手段を用いて支援を行う仕組みを整えたものだと記憶しています。この仕組みを推進するために、きちんと財源を確保し、制度化されたのではないのでしょうか。

また、令和6年からつくば市では、相談支援事業所を必須とし、中立的な立場から「どこでどんな問題が実際に起こっているのか」をきちんと共有し、それを踏まえて支援を進めるという方針を導入する予定だと理解しています。この点について、私の認識は合っていますでしょうか？

(飯田室長)

意図的には、やはりそのような側面もあると思います。今後についてですが、現在、保育所等訪問支援の事業所連絡会や相談支援の連絡会が既に存在しています。これらの場を活用し、相互に理解を深めていくための取り組みを検討中です。

具体的には、これらの連絡会を通じて、事業所と相談支援の双方が連携を強化し、お互いの立場や役割についてより深い理解を得られるような場を作りたいと考えています。まだ検討段階ではありますが、そういった取り組みを予定しております。

こうした場を通じて、相互理解をさらに深めていければ非常にありがたいと感じています。

(飯島部会長)

本日は、うまくまとめることができず申し訳ありません。今回の議題を通じて、この事業が開始から10年を経過し、現在どのように活用されているのかという現状を共有することができました。私個人としては、件数が少ないという印象も受けましたが、必ずしも数が多ければ良いというものではなく、適正に利用されていることが重要だと感じています。この事業は、適切に活用されることで非常に有効な手段となると改めて実感しました。

また、本日は松本さんから概要や現状についてのお話もいただきました。この情報が、皆様の中で再度ご活用いただいたり、共有するきっかけとなれば幸いです。

今後についてですが、既に存在している連絡協議会同士の相互連携をさらに深めることで、この事業のより効果的な運用が期待できるのではないかと思います。この協議会としても、その取り組みに大いに期待しているところです。

その他、特にご質問や追加のご意見がなければ、本議題はここで終了とさせていただきます。

(飯田室長)

飯島部会長、ありがとうございました。何その他ということでは何かありますか。

(根本委員)

すでに告知されているところもあってご存じの方々も多いかと思うんですけども、9月の20日にちょっとかけはしネットも共催という形でイベントをすることになりましたので、よろしければチラシを配りさせていただけたらと思います。

(飯田室長)

その他にご質問やご意見はございますか。
特にないようでしたら、以上をもちまして本日の会議はすべて終了となります。

お疲れ様でした。

最後にご案内ですが、駐車券の処理がまだお済みでない方がいらっしゃいましたら、無料化の手続きを行いますので、事務局までお申し出ください。

本日はお忙しい中ご出席いただき、誠にありがとうございました。お疲れ様でした。

—閉会—

令和7年度つくば市障害者自立支援協議会

第1回 こども部会（専門部会1） 次第

日 時 令和7年9月4日(木)

13時30分～15時

場 所 つくば市役所 会議室 202

1 開 会

2 部会長あいさつ

3 協議事項

(1) 保育所等訪問支援事業について～現状と市の取組み～

障害福祉課福祉連携係 松本 和香医療係長

(2) 意見交換

4 その他

5 閉 会

「保育所等訪問支援事業」とは



令和7年9月4日(木)
自立支援協議会(こども部会)

つくば市 福祉部 障害福祉課
029-883-1111(内線2263)

障害児通所支援の基本的な考え方

(障害児通所支援に関する検討会報告書【令和5年3月】より)

障害児通所支援に関する検討会報告書 ～概要①～

【令和5年3月】

障害児通所支援の基本的な考え方

こどもの権利を社会全体で守る

こどもと家族のウェルビーイングの向上

インクルージョンの推進

障害児支援を進めるにあたって、行政、事業所、関係機関等の全ての関係者は、以下の基本的な考え方をもって進めていくべきである。

- こどもの意見表明の確保、発達、人権及び基本的自由の保障がなされることで、こどもの最善の利益を社会全体で守っていく環境づくりを進める。
- こどもや保護者が内面的に持つ力を発揮できるよう、エンパワメントの視点を持ち、こどもと家族のウェルビーイングの向上につながるよう取り組んでいくことが必要。
- 障害の有無にかかわらず、こどもが様々な遊びなどの機会を通じて共に過ごし、学び合い、成長していくことが重要。こどもの育ちと個別のニーズを共に保障した上で、インクルージョン推進の観点を常に念頭に、こどもや家族の支援にあたっていくこと。

1. 児童発達支援センターを中心とした地域の障害児通所支援の体制整備

児童発達支援センターの中核機能

① 幅広い高度な専門性に基づく
発達支援・家族支援機能

② 地域の障害児通所支援事業所に対する
スーパーバイス・コンサルテーション機能

③ 地域のインクルージョン推進の中核機能

④ 地域の発達支援に関する入口
としての相談機能

4つの中核機能全てを十分に備えるセンターを、中核拠点型として整備を推進していく方向で検討。

福祉型・医療型の一元化後の方向性

一元化後は、保育士・児童指導員を手厚く配置する等の方向で検討。また、福祉型の3類型（障害児、主に難聴児、主に重症心身障害児）についても、一元化した上で、障害特性に応じた支援を行った場合に、必要な評価を行う方向で検討。

2. 児童発達支援・放課後等デイサービス

- 各ガイドラインに定めるそれぞれの役割に加え、5領域（※）等、全ての視点を含めた総合的な支援が提供されることを基本とすべき。
- 総合的な支援を行い、その上でこどもの状態に合わせた特定の領域への専門的な支援（理学療法等）を重点的に行う支援が考えられる。その際には、アセスメントを踏まえ、必要性を丁寧に判断し、障害児支援利用計画等に位置づける等、計画的に実施されることが必要。

（※）「健康・生活」、「運動・感覚」、「認知・行動」、「言語・コミュニケーション」、「人間関係・社会性」

障害児支援の体系⑤～保育所等訪問支援～

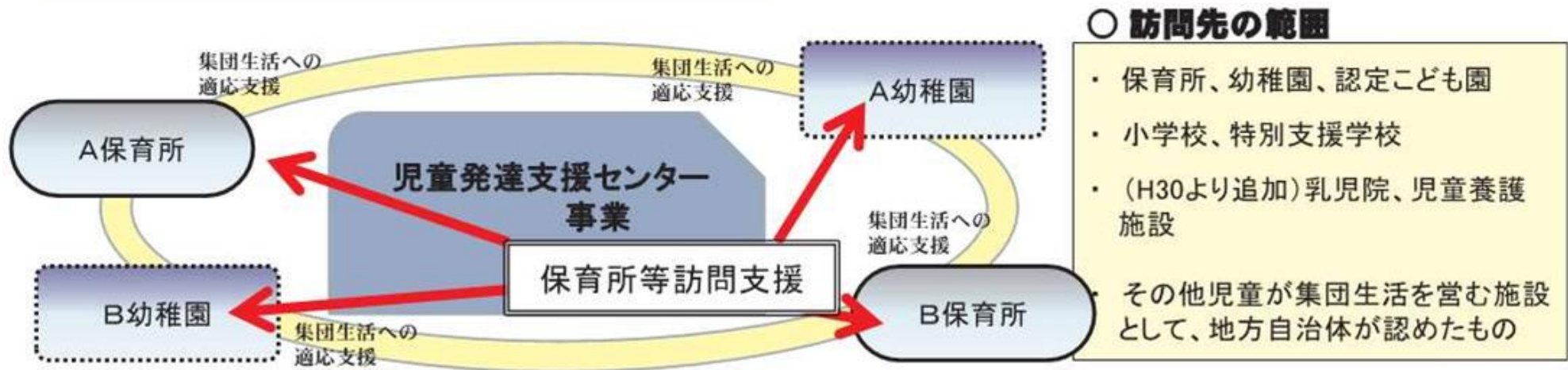
○ 事業の概要

- ・ 保育所等を現在利用中の障害児、又は今後利用する予定の障害児が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、訪問支援を実施することにより、保育所等の安定した利用を促進。

○ 対象児童

保育所や、児童が集団生活を営む施設に通う障害児
*「集団生活への適応度」から支援の必要性を判断
* 発達障害児、その他の気になる児童を対象

相談支援事業や、スタッフ支援を行う障害児等療育支援事業等の役割が重要



○ 訪問先の範囲

- ・ 保育所、幼稚園、認定こども園
- ・ 小学校、特別支援学校
- ・ (H30より追加) 乳児院、児童養護施設
- ・ その他児童が集団生活を営む施設として、地方自治体が認めたもの

○ 提供するサービス

- ◆ 障害児が集団生活を営む施設を訪問し、当該施設における障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を実施。
 - ① 障害児本人に対する支援(集団生活適応のための訓練等)
 - ② 訪問先施設のスタッフに対する支援(支援方法等の指導等)
- ◆ 支援は2週に1回程度を目安。障害児の状況、時期によって頻度は変化。
- ◆ 訪問支援員は、障害児施設で障害児に対する指導経験のある児童指導員・保育士(障害の特性に応じ専門的な支援が必要な場合は、専門職)を想定。

保育所等訪問支援について

●「児童福祉法」に基づく障害支援サービス

- 平成24年に創設されたサービス
- 「児童発達支援事業」や「放課後デイサービス事業」と同じ「障害児通所支援」の一類型
- 子どもが普段通所している場所での集団適応を支援するサービス

●保育所等訪問支援の役割

- 保育所・幼稚園・認定こども園、小学校・中学校・高等学校、特別支援学校、乳児院、児童養護施設、放課後児童クラブなど、こどもが集団生活を営む施設を訪問し、集団生活への適応のために専門的な支援を行うものである。

【「保育所等訪問支援ガイドライン(令和6年7月)」より】

保育所等訪問支援の対象について

1.利用者・利用料

- 申請者：保護者
- 対象児：保育所や学校等の施設に通所している子どもで集団での生活の適応に専門的な支援が必要な子ども（障害サービス受給者証の給付を受けた子）
- 利用料：自己負担あり（所得や児の年齢により自己負担上限額が変わる）

2.訪問支援を実施する人

- 訪問支援員（障害児支援に関する相当の知識と経験を有するもの）

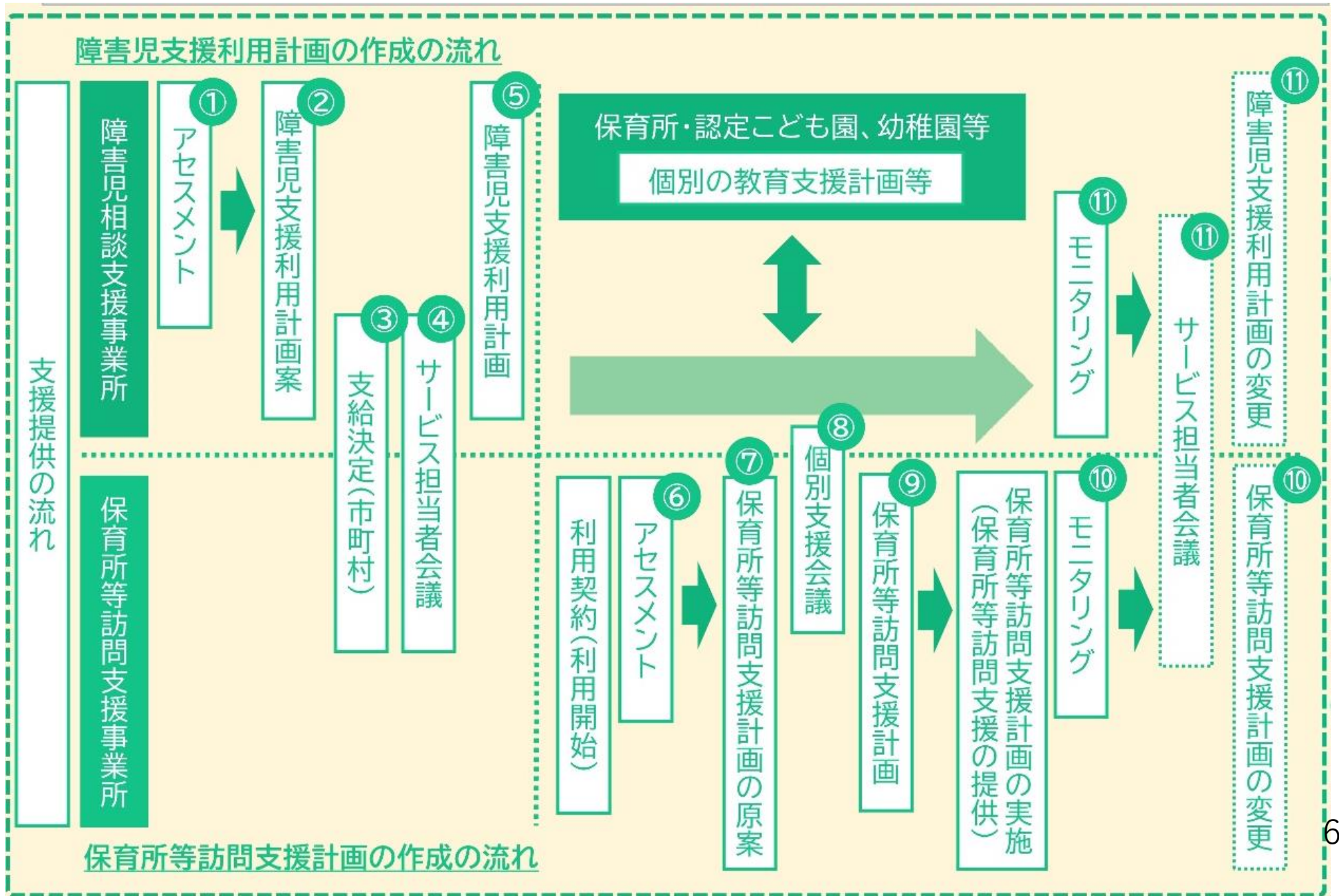
3.訪問頻度

- 2週に1回程度。児の状況や時期によって頻度は変化。

4.支援内容

- 子ども本人への支援（直接支援）
- 訪問先施設スタッフへの支援（間接支援）
- 家族への支援（保護者報告も含めて）

【保育所等訪問支援提供の流れ】(ガイドライン概要版より)



利用の前提条件（つくば市）

●障害児相談支援事業所を利用している方

→【令和6年度～】

「保育所等訪問支援事業」を利用する場合は、
相談支援事業所が入っていることが必須

●サービス受給者証を給付された方

市内の事業所について (保育所等訪問支援事業所)

※「つくば市障害児通所支援事業所ガイドブック」参照

保育所等訪問支援事業所 市内一覧		(令和7年5月28日現在)	
	施設名	法人名	備考
1	つくば市福祉支援センターとよさと	つくば市	市直営
2	LITALICOジュニアつくば教室	株式会社LITALICOパートナーズ	民営
3	LITALICOジュニアつくば桜教室	株式会社LITALICOパートナーズ	
4	こどもサークル花室	株式会社サシノバルテ	
5	ジョイきっず	みらいサポート株式会社	
6	こどもサークルつくば台町	株式会社サシノバルテ	
7	こどもサークルつくばつなぐ園	株式会社サシノバルテ	
8	HANAFUKU	社会福祉法人花畑福祉会	
9	もものき	株式会社ナーシングホームさくら	
10	STUDY ROOM つくばナーサリーライム	プルメリア訪問介護(株)	

市事業所の紹介

「つくば市保育所等訪問支援事業所」について

- 福祉支援センターとよさと内（令和3年4月開設）
- 訪問支援員：保育士、作業療法士、言語聴覚士、心理職などの専門職
- 利用できる人：市内在住の児
- 訪問期間：月2回程度（6か月間）
- 利用料：保護者が負担（3歳以上はつくば市の無償化対象）

保育所等訪問支援とは

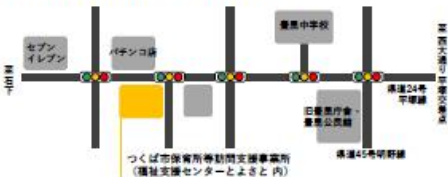
児童福祉法に基づいたサービスです
（保護者による申請と利用料の負担があります）

お子さまが楽しく集団生活を送れるように、訪問支援員が
保育所・幼稚園等を訪問し、支援や助言を行います。

保育所や幼稚園で、どんな風に過ごしているんだろう？
お子さまの様子で気になることはありませんか？
お気軽にぜひご相談ください。

アクセス

つくば市保育所等訪問支援事業所
〒300-2647 つくば市手子生2335
（福祉支援センターとよさと内）
TEL: 029-848-0070 / FAX: 029-848-0071



保育所や幼稚園でのお子さまの様子、気になりませんか？

保育所等訪問支援



つくば市
保育所等訪問支援事業所

保育所等訪問支援では

こんな相談をお受けしています！

- ✓ 落ち着きがない
- ✓ コミュニケーションがとりにくい
- ✓ お友達とうまく遊べない
- ✓ 活動に集中できない
- ✓ こだわりがあり、時間がかかる
- ✓ 言葉の遅れがあり、うまくつたわらないなど



利用の流れ



利用できる人

つくば市在住で、保育所や幼稚園等に通い、集団生活に課題や困り感があるお子さま。（「福祉サービス受給者証」が必要です。）

支援方法

訪問支援員（保育士・作業療法士・心理士などの専門職）が、保育所や幼稚園等を訪問し、集団活動を見る、その場で関わる、担当の先生に間わり方を提案するなど、お子さまの集団適応のための支援を行います。

訪問先

お子さまが通っている保育所・幼稚園・認定こども園・小学校など。

訪問期間

6か月間を目安に、月2回程度。

利用料

1回あたり、おおよそ2,000円程度。
所得やお子さまの年齢などに応じて自己負担の上限月額が変わります。

わからないこと、
詳細はお気軽に
お問合せください

訪問先で行っていること

個別支援計画に沿って、お子さんが課題を抱えている場면을支援します。

例) ●お友達とうまく遊べない

→自由遊び場面での関わり

お友達との関係づくりを支援(直接支援)

園での関わり方を提案(間接支援)

●集団行動の流れに乗れない

→集団活動場面での関わり

行動遂行できるための支援(直接支援)

園での促し方を提案(間接支援)

訪問先と必要なやりとり (障害児相談支援事業所)

役割: ●お子さんが必要とする支援の利用計画をつくる
●計画した支援の進行状況を確認し、利用計画の見直しなどを行う。

○事前訪問 (こどもの様子の聞き取り、サービス等
利用計画 (障害児利用計画) の説明)

○モニタリング (定期的)

○必要に応じて訪問 (頻度の変動あり)

訪問先と必要なやりとり (保育所等訪問支援事業所)

役割: ● 支援の利用先の一つ

● 相談支援事業所が計画した支援に沿って、個別の支援計画を作成し実施する

【支援前】

- 事前の事業説明、お子さんの様子の聞き取り
- 個別支援計画の説明、訪問支援の入り方の相談

【支援開始】

- 日程調整の御連絡(都度)
- 支援後の振り返り(都度)

【支援後】

- 個別支援計画の振り返り説明

市障害福祉課で
実施していること

市障害福祉課で実施していること

(1) 保育所等訪問支援事業所連絡会の開催(R5~)

●開催頻度:年1~2回。

●参加対象:市内保育所等訪問支援事業所。

(2) 関係機関への事業説明

(1) 保育所等訪問支援事業所連絡会について

【立上げの目的】

対象児および保護者に対して、適切な情報提供と質の高い支援を行うため、市内保育所等訪問支援事業所が情報共有や課題の協議、そして訪問支援員の資質の向上を図る研修等を通して連携し、インクルージョンの推進に向けた地域の体制を構築すること。

【取り組み】

- (1) 保育所等訪問支援に関する情報共有・情報交換
- (2) 訪問支援員の支援技術向上及び職業倫理・法令に関する研修
- (3) 市におけるネットワークづくりと地域課題解決に向けての協議
- (4) 地域へのインクルージョンに向けての活動
- (5) その他、目的に適合する事業・活動

保育所等訪問支援事業所連絡会実施内容

年度	回	内容	参加事業所数	市内事業所数 (開催時点)
R5年度	第1回 (9月)	①研修「保育所等訪問支援を進める上での基本的な考え方」(講師:障害福祉課 飯田強氏) ②事業所紹介/情報交換会	5事業所	6事業所
R6年度	第1回 (9月)	①研修「訪問支援の在り方～訪問先との関係づくりについて～」 (講師:日本相談支援専門員協会 福岡寿氏) ②情報交換会	7事業所	7事業所
	第2回 (2月)	①事例検討会:事例紹介とグループワーク ②情報交換会	8事業所	10事業所

(1) 保育所等訪問支援事業所連絡会について

【連絡会参加事業所から聞かれたこと(R6年度)】

《支援の導入に関すること》

- ・支援のしにくさとしては、園の受け入れ体制。話を聞き入れてもらえない園や支援の受け入れが拒否の園もある。
- ・園によって受け入れの差がある。
- ・学校へ支援に入ることについて、断られることがある。
- ・もっと周知され、支援が進むとよい。
- ・相談支援事業所の利用が必須になり、事業所を探すのが難しい。
- ・相談支援事業所の空きがなく、保育所等訪問支援に行けないケースがある。

(1) 保育所等訪問支援事業所連絡会について

【連絡会参加事業所から聞かれたこと】

《支援に関すること》

- ・訪問先職員への伝え方が難しい。
- ・訪問支援の終了の仕方について、悩むことがある。保護者は納得していても、訪問先から来て欲しいと言われる。

《その他》

- ・学びの機会が欲しい。事例検討は続けて欲しい。
- ・他事業所との情報共有・連携をしたい。

(2) 各関係機関への事業説明について

1) 公立保育所長会での事業説明 (R4~)

- ・公立保育所 (市内19か所)。

2) 公立幼稚園長会での事業説明 (R4~)

- ・公立幼稚園 (市内15園)。

3) 校長会での事業説明 (R6~)

- ・市内小・中学校、義務教育学校 (全50校)。

会 議 録

会議の名称		令和7年度つくば市障害者自立支援協議会第2回こども部会		
開催日時		令和8年2月5日(木) 13時30分～15時		
開催場所		つくば市役所 5階 会議室 501		
事務局(担当課)		福祉部障害者地域支援室		
出席者	委員	根本 希美子委員、金森 祐輔委員、吉田 美恵委員、篠崎 純一委員、原口 朋子委員、菅野 慎也委員、飯島 弥生委員、新谷 幹英委員、中島 澄枝委員、枝松 慎次郎委員		
	その他	藤井ひとみ		
	事務局	岡田 治美障害福祉課長、倉持 博子統括医療技士、矢島 夏子係長、大前 潤也主任、飯田 強障害者地域支援室長、片桐 邦彦主査、荻谷 由紀子拠点コーディネーター		
公開・非公開の別		<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部公開	傍聴者数	2名
非公開の場合はその理由				
議題		「教育機関との連携について」(事例共有)、障害児相談支援の現状について		
会議録署名人		確定年月日	年	月 日
会議次第	1 開会	2 副座長あいさつ		
	3 協議事項	4 報告事項		
	5 その他	6 閉会		
〈審議内容〉				
1 開会				

(事務局) : 片桐

定刻となりましたので、「令和7年度つくば市障害者自立支援協議会第2回こども部会」を開会いたします。本日は、公私共にお忙しい中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。障害者地域支援室主査の片桐と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

2 あいさつ

(事務局) : 片桐

開会にあたりまして、飯島部会長よりご挨拶をお願いいたします。

(飯島部会長)

皆様こんにちは。飯島です。着座で失礼します。

こども部会今年度2回目の開催となります。第1回の9月には保育所訪問という事で、保育所との連携ということをご様からもいろいろご意見をいただき、多方面で議論できたかなと思っておりますが、本日は教育機関との連携ということで、今日の事例共有を踏まえて、また皆様から課題とか現状、またいい事例などを教えていただければなと思っておりますので、本日もどうぞよろしくお願ひいたします。

(事務局) : 片桐

飯島部会長ありがとうございました。

3 協議事項

(事務局) : 片桐

続きまして次第3「協議事項」に入らせていただきます。

この後の会の進行につきましては、飯島部会長よろしくお願ひします。

(飯島部会長)

飯島です。それでは始めさせていただきます。まず内容に入ります前に、市政運営の透明性の向上を図るということを目的とする「つくば市会議の公開に

関する指針」によりつくば市自立支援協議会を公開とします。ご賛同いただける方は拍手をお願いいたします。

—拍手—

ありがとうございます。それでは早速議事に入っていきたいと思います。まず、事務局の方から本日の資料の確認をお願いいたします。

(事務局) : 片桐

はい。事務局からお手元のお資料について確認します。

資料

- ① 本日の次第
- ② 資料1 教育機関との連携について
- ③ 資料2 家庭と教育と福祉の連携のために

合計3部を本日配布しております。不足等ございませんでしょうか。特に大丈夫でしょうかね。配布資料については以上です。

(飯島部会長)

ありがとうございました。それではまず、教育機関との連携についてということで、協議事項(1)を進めていきたいと思います。

本日教育機関の立場と相談支援事業所の立場ということで事例の方のご報告をお願いしております。まず教育機関の立場として、中島委員から事例の提供をしていただきます。よろしくをお願いいたします。

(中島委員)

皆さまこんにちは。教育局の特別支援教室推進室の中島と申します。

本日は、自立支援協議会子ども部会の貴重なお時間をいただきまして、ありがとうございます。教育機関との連携についてというお題を頂戴いたしまして、お役に立てるかどうかわかりませんが、私が参加してきたケース会議で成果があったなと感じた会議の視点についてお話させていただければと思います。よろしくをお願いいたします。

—資料にもとづきケースの説明—

(飯島委員)

中島委員ありがとうございました。まず今ご発表いただいた事例について何か質問とかある方いらっしゃいましたら、いかがでしょうか。

(篠崎委員)

つくば総合福祉センター篠崎です。

最初本当におっしゃる通り、素晴らしい形で会議が進んだなとは感じてはいるのですが、実際この会議を開くにあたって、一番尽力した、ここが強い、この人が強いから、こうゆう会が開けたのだらうなっていう所なんかを中島先生の方であればお願いします。

(中島委員)

ありがとうございます。一番は校長先生のリーダーシップが強いことです。この校長先生が前いた学校でも私は呼ばれていて、その前教頭先生だった時も呼ばれていて、必ず複数回の会議を経て子供を成長させて会議を終わらせることをずっとやっている方なのです。その前の学校で見ていた子供の保護者と偶然会って、中島先生もう来ないのって言われたのですよね。そのくらいあの会議がよかったってお父さん言ったのです。だから多分校長先生のリーダーシップがすごく強い、その個としての校長先生の強さはとてもあると思います。

もう一つはこのソーシャルスキルをやって下さった先生のお力だと思います。本当にとっても良い先生で穏やかで、勉強をとてまして下さっている方で、本当に子供さんの否定をしないでいい所をうまく引き出してくれて、私達に上手に広げてくれるコーディネーターではなくて講師の先生ですけど、いいお力のある先生と巡り会えたと思いました。

後は本当にお父様も家でも困ってらっしゃったので、うまくそこをコーディネートするお力が学校全体にはあったのではないかなというふうに思います。以上です。

(篠崎委員)

ありがとうございました。

(飯島委員)

他の委員の方がいかがでしょうか。

(根本委員)

かけはしネット根本です。

中島先生ありがとうございました。先程お話の中ですべてのお子さんとかに
対してこういった会議っていうのは中々設けることが出来ないっていうこと
で、おっしゃっていたかと思うのですけれども、例えばこういった先生が素敵
な事例だって思われたことだとか、それぞれの学校等で取り組まれている内容
を共有するような場やこういったのととてもよかったですよっていうようなこと
を提案できるような場っていうのはあったりするのですか、ぜひ、広がってい
って欲しいなと思います。

(中島委員)

はい、ありがとうございます。今、根本さんが言って下さったように悪い事
例って結構あつという間に学校に広まるのですけれど、良い事例って先生方が
あんまり貯金しないというか。いつも先生方にも言っているのですけど、出来
て当たり前だし出来なくてはならないという先生方の強迫観念みたいなのがあ
って。いいものを広めるということをあまり今まで学校教育ってしていなかつ
たと思うのですけど、実際本当はいい所を広めていった方が子供たちが変わる
ということが、だんだん分かってきていて、ただ自分たちの方で積極的に事例
を伝えますという機会があるわけではないのですけど、自分が毎月校長会に行っ
て校長先生方に特別支援の話をさせていただく機会があるので、そういう所で
出させていただいたりしています。

後は学校の研修の時にご質問を受ける時間とかがあるので、そういう時に、
こういうやり方でうまくいっていますということでご提示している程度で、引

き出しがあってそこにいいものが入っていて、いつでもみんなで見られますという仕組みにはなっていないですけど、なるべく広めていきたいなと思います。ありがとうございます。

(飯島委員)

はい、お願いします、吉田さん。

(吉田委員)

教室で児童がいろんな問題行動を起こすとか、困っている学校、生活を誰がそれを困っていると感じてこういうふうには、例えば教育委員会の方に持っていくとかっていう所がいつも難しいなと思っているのですが、この場合は学校からの依頼で教育委員会が動いた例だと思うのですが、担任の先生が困って校長に相談して学校として、教育委員会に言ったのか、学校も困って動いたのかちょっとその辺はどういうことなのか教えて下さい。

(中島委員)

今、吉田さんが言って下さったようにいろんな形があると思うのですが、このケースに関しては校長先生が4月に赴任なさって、あまりにも子供さんの罵声が聞こえてきていて、何があったのだろうって見に行かれたらこんなことがあということ、一番の困り感のスタートは校長先生ですね。びっくりしちゃった、どんな学校なのではないかという感じだったのだと思うのです。お話を聞いたら担任の先生としては、今までやってきたご指導は変わってなくて、もしかしたら今までもずっとこういうふうに来ていて、たまたま子供さん達がそれに反抗してこなかったのかもわからないのですが、彼はずっと小さい時からそういう子供さんだったので、その年にその先生と会ってしまっすごくマッチングが悪かったのだと思います。ここのスタートは校長先生の気づきなのです。一番最初は親御さんは、特に学校になにかを言うてくるような親御さんではないので、親御さんからの発信ではきっとないと思います。

(吉田委員)

ありがとうございます。

(飯島委員)

他の委員の方がいかがでしょうか。

細かいのですが、会議の開催時間、時間帯ですね、お父さんお仕事もあるの
だろうと思うとどの辺りで開催されているものなのかなと思ひまして。

(中島委員)

はい、ありがとうございます。小学校なので、子供さん達が帰る時間が大体
3時位だと思うので、3時とか4時くらいからのスタートで、お父さんのご都合
に合わせて1時間程度っていう感じで決めていました。すごく近くに住んで
いるお父様だったので、割と融通をつけて下さっていたのですが、1時間い
う時間は学校は死守して下さい、やる内容がホワイトボードに書いてあって、
終わりは何時ですと必ず書いてあって、それを見ながらみんなでやるというよ
うな感じでした。

(飯島委員)

ありがとうございます。では最後に時間があれば質問等を受け付けていき
たいと思います。一度中島委員の事例はここで終わりにさせていただきます。あ
りありがとうございました。

それでは引き続いて相談支援事業所の立場として、障害者相談支援事業所ひ
いちゃんずの主任相談専門員である藤井瞳さんにお越しいただいておりますの
で、事例提供をしてもらいます。よろしくお願ひします。

(藤井主任相談員)

障害児相談支援事業所ひいちゃんずの藤井でございます。

今日は学校との連携でうまくいったケースというお話をいただいてやって参
りましたが、連携でうまくいったといえるかどうかという程度の事例になりま
すが、聞いていただければと思います。よろしくお願ひいたします。

すいません、私相談支援専門員として10年になります。学校との連携につい

ては当初から絶対必要であると言いつけてきた所ではあります。でも、正直言
って中々うまくいかないという所で今に至っているわけなのです。全く関わり
がないわけではないのですが、連携して支援をやり遂げたという経験が私には
ないという所でもあります。ここに相談支援専門員の役割についてという所では書い
てあるのですが、これはここにいらっしゃる皆様方は全部ご存じのことだと思
います。資料で見ていただけたらと思います。

それからそうですね。相談支援専門員の発達支援について、お子さんはどう
しても発達支援についての支援が必要になってきますが、その発達支援につい
ての専門性については弱いというようなことも言われています。ただ今はいろ
いろな所で学ぶ機会もありまして、スキルアップをしながら頑張っている相談
員も多いのではないかなと思っています。相談支援専門員が寄り添うことで、
保護者の方がいつでも相談できる体制づくりができて、気づきからの子育て支
援に役に立っているのではないかなというふうに私は思っております。

それでは簡単に事例の紹介をさせていただきます。

—資料にもとづきケースの説明—

(飯島委員)

藤井さんありがとうございました。では今ご発表いただいた件について質問
等があれば委員の皆さんからお願いしたいと思います。いかがでしょうか。
お願いします。

(篠崎委員)

つくば総合福祉センター篠崎ですが、皆さんありがとうございました。うち
の方は相談員の方もやっていて、一番やっぱりこういうケースの学校との連携
についていう所で、例えば藤井さんが学校と関わる時に何か気を付けている点だ
とか工夫している点とかっていうのがあれば教えてください。

(藤井主任相談員)

これは絶対に無理、無理だろうというふうに思っておりまして、大体親御さんから学校の方に話を持って行っていただくようにはしています。相談支援専門員って何かっていうところがまだそんなに周知されていないところもあるかなと私は思っているのですが、中々、難しくって依頼文を書いて欲しいということで、そういうことをしたこともあります。最初は親御さんから話を持って行っていただくというのが、一番私としてはやりやすいのかなあと思っていますが、それも難しいです。

(篠崎委員)

はい、ありがとうございます。やっぱり相談員もその辺が結構難しい部分だとはやっぱり感じてはいて、なかなか教育と福祉っていうところに関するところ、近しい部分と全く違う部分ってあるのですが、なかなかその距離感の取り方っていうのが、相談員でも難しいなって。あくまで教育の分野と福祉の分野間違えないで話をしなさいって話をするのですが、なんかその辺がうまく連携が取れると一番はね、そのお子さんにとってどうしたらいいのか、お子さんの居場所を作るためどうしたらいいのかっていうところを話し合う中心をずらさなければ大丈夫なのじゃないかと思いはするのですが。

(藤井主任相談員)

そうですね、今でも学校に行けてないとか不登校気味であるとかっていうお子さんって、たくさんいらっしゃいまして、私も何人か対応はしておりますが、最近ですね1人のお子さんですが、学校に行けてないお子さんの事で、学校の先生からありがとうございますって連絡をいただくこともありました。今後はという言い方も変なのですが、連携をとっていきましょうという電話がありまして、ちょっとよかったなっていうふうに思っているところでもあります。これがそういうふうが続いていくといいのかなというふうに思いました。

(篠崎委員)

はい、ありがとうございます。本当に多分最初の導入の部分が大事だなと思

っているのです。参考になりました。ありがとうございました。

(飯島委員)

その他、ご質問等ある方いらっしゃいますか。はい、吉田委員お願いします。

(吉田委員)

私たち相談員は、お子さんの名前で相談員をしているので、本来お子さんの悩みというかお子さんの支援をする立場ではあると思うけど、本当は困っているお母さんといつもモニタリングを主にしています。その辺の子供に寄り添う為のお母さんとの寄り添い方をちょっと教えていただけたらと思います。

(藤井主任相談員)

寄り添い方ですが、私は、とにかくお母さんの話を聞く。否定しないっていうところは気をつけています。それおかしいよねと思っても、否定はまずしないで話を聞いていくというところは大事じゃないかなと思います。そこからですね、どう考えていくかっていうのは。絶対否定したりしたら、いや違うよとかお母さんそこおかしいよねって言ったら、もう話はしないと思うのですよね。なので、否定はしないで聞いていくというところですかね。

(飯島委員)

他はいかがでしょう。はい、お願いします。

(金森委員)

放課後等デイサービスおもちゃ箱の金森と言います。お願いいたします。

うちの事業所でも学校との連携って常にそういう問題がある子がいて、学校と連携したり、行政の方と連携したりね、藤井さんの方ともね随分連携させてもらってはいるのですが、やっぱり学校と連携する支援学校とかもそうなのですが、学校と連携するってやっぱり相談支援と今では放課後等デイサービスが関わってくると思うのですよね。

その中でつくば市でも放課後等デイサービスがどんどんたくさんできているのですが、どれくらいの多分すべての事業所がね、関わらなくちゃいけない

いことであるはずなので、放課後等デイサービスとか相談支援さんもたくさん抱えて大変だと思うのですが、どんな感じで関わって、今学校とケース会議をしたりとかってというのは、数としては難しいと思うので、肌感覚でもいいのですが、現状としては教育局の中島さんの方でも把握しているかどうかという部分において、いろんな事業所で、そういうことが行われているのか、それとも大部分はあんまりそこまでいってない状況なのか、教えてください。

(藤井主任相談員)

そうですね、学校に本当に行けなくて、この子どうしよう、親御さんもやっぱり今吉田さんから話があったように、支援も必要だよねというようなお子さんについては関わっている形で、支援会議をすとかありますけど、それいっぱいはないです。それと私が今感じているのが、放課後等デイサービスの事業所のみが学校に行って、先生とやりとりをできますよね。実際行っているわけだから、そこで会議を毎月やりましょうとかそういうふうになってやっているケースっていうのがあるようなのです。その時に何で私たちを入れてくれないのって私は思うのです。そんなことしてた事がわかったりして、やっぱり相談員って何のためにいるのかというところをもう一度放課後等デイサービスの方たちにもわかっていただいて、仲間に入れてもらえたらいいなって思います。なんかそういうケースのちょこちょこした会議はやっているところもあるようです。

(飯島委員)

他はいかがでしょうか。私も1つだけ質問というか確認。このお子さんは普通学級のお子さんですか。

(藤井主任相談員)

そうです。

(飯島委員)

普通学校の方にも放課後等デイサービスさんお迎えに行ってくださいますか。

(藤井主任相談員)

とりあえず、ここは学校が事業所と近いというところもあって、余裕もあるので、行けるといところで行っています。

(飯島委員)

わかりました。ありがとうございます。

(藤井主任相談員)

普通学校でも行けるところは吉田さんのところは行っていますよね。吉田さんのところは行ってないですか

(吉田委員)

うちは送迎してないのですが、最近保育所等訪問事業を始めたので、反対にそっちで連携をとらなきゃいけない事業になっています。

(藤井主任相談員)

すいません、保育所等訪問支援の計画をたくさん作っているのですが、それが返ってこない。これはあのすいません、相談支援専門員同士の話になっちゃいますけど、その結果が返ってこないなので、ぜひそれも返していただけたら、参考になっていいなと思いますので、よろしく願いいたします。

(飯島委員)

もう一点聞いてもいいですか。相談支援事業所の加算に教育訪問の連携加算があるかと思いますが、この事例3も連携加算は取得して当たられたということでもよろしいでしょうか。

(藤井主任相談員)

すいません、これは何年か前の話なので、その時にはその連携加算についてはなかったと思うのです。今だったら、取れるのですね。

(飯島委員)

ありがとうございます。

では一通りご質問等の確認はできたと思うのですが、2事例を通して質問とかがありますでしょうか。特に無ければどうでしょうか。今回冒頭に藤井委員さんからも連携がうまくいったという定義が、なんともなので難しいのですがという話で始まったのですが、一応うまくいった事例という形で今日は共有を皆さんとさせていただいたところです。

逆にこの2事例を通してこういうところはいいなあなんて思ったところがあったらぜひご発言皆さんからいただきたいなと思うのですが。いかがでしょうか。新谷委員いいですか。

(新谷委員)

支援学校の新谷です。よろしくお願ひいたします。

まず1つは、中島先生のケース会をどういうふうにみんなに伝えているのですかっていう質問があったと思うのですがけれども、そこはすごく重要だと思って、藤井さんの例も、何か同じように考えたらどうか、共通点は何か見つけようとする、この一番最後のこの図は私たちは支援学校ですごく福祉と近いので、この図に関してはそうだよなって思うのですけれども、やっぱり小学校や一般の学校だとこの図見たことないですとか、もしかしたらそもそもそういうものだとしたら、同じようにこういう事を何かみんなに周知し続けるというふうで何かあったら相談員にまず連絡して下さいということだと思ひるので、何かそこがうまくできるといいなあって思ひていました。

さっき篠崎さんが学校とケース会をやる時に、私たちはやっぱり相談員が保護者からそういうケース会議の依頼があった時には、保護者の方からも意見を聞くのですけれども、まず相談員さんに単体でどういうことなのですかという事実確認をして、私たちは相談員さんとの関係をまず情報を共有してから保護者と話をしたいなと思ひて、保護者とはいつも話をしている、もしかして何かそういう切り込み方をしていった方が、学校が何て言うか分からないのですけれども、こういう図を小学校の先生方に理解していただいて、間に入ってい

るのは相談員です。なので、まずそこで情報共有しながら、それからケース会みたいな方が、福祉と教育の連携、多分同じこと考えていると思うのです。アプローチが違うだけで、なんかうまくいかないかなあと思いながら話を聞いていたところですよ。

(飯島委員)

ありがとうございます。では枝松さんいかがでしょうか。

(枝松委員)

発達障害者支援センターカラーズの枝松です。

課題は、確かにそうだなって言うところなのだと思うのですが、いいところとして1つはうまくいっているっていう実感があるっていうのは一番いいよねって思うのです。大体連携しなきゃいけないって言っているところって、大変だから連携するのだけど、連携って何かもわかってなくて、みんな集まったはいいけど、困ったね。終わったみたいなのがすごく多いっていうところで、今回うまくいったグッドプライスみたいな部分で共有していただけたっていうのは、すごくいいところになるかなっていうふうには思ったところになります。ただ途中ごめんなさい、なんかねいいところしゃべるって言うかどうしても気になる事が2つあって、連携ってすごく曖昧な言葉なので、目的がはっきりしないと上手くいなくて、もしかしたら今回のこの2事例っていうのは、ある程度やりとりをする目的がはっきりしていたからうまくいっていたのじゃないかなみたいなのは、もうやりとりしたい情報が明らかにあったとか、誰と言われる主体がニーズがあった上でやりとりしていた業務提携にすごく近いなんて連携を持ったりするのですが、単純に情報交換だけではないっていう感じになるので、そこのところをもう少しシャープに言語化していくみたいなことをしていかないと、連携が大事だで終わってしまって、何かお互いやりとりしましょう終わりみたいなお話って本当ここ何十年ずっと続けてこられているなっていうところはあるので、そこはちょっと気をつけた方がいいなっていうの

がまず第1点と、あとは今回ね家庭と教育と福祉の連携ってのは確かにそうだなってのトライアングルプロジェクトなんていうところがすごく出てきていると思うのですけども、ちょっと心配だったのがその保護者の方の役割が一体何なのかを少し整理をしていかないと、あくまでも放課後等デイサービスや児童発達支援ってお子さんのサービスではあるけれども、保護者の方もサービスを受ける側であるっていう視点に立たないと、なんか下手すると僕らがね、お母さんたちにもっと頑張れみたいなお話になりかねないところがあって、計画相談ができた経緯ってそれじゃおかしいよねってところがあって、計画相談員さんできたってところがきっとあるはずなので、そういう意味で言うと、保護者の方の役割ってどこら辺まででプロではないけど、じゃあ何をどうしていっていうところがはっきりしないと、何か下手するとプロがやりにくいところじゃ保護者の方全部お願いしますというお話になっていくのはちょっとおかしいなって思っていて、もしそれが起こるようであればそれはシステム的な不備であったり、何かしらのものが足りないからそういうことが起こっているところがあるような気はしているので、保護者の方が、すごくパワフルな方もいらっしゃれば、そうじゃない方々もいらっしゃるし、でもあくまでも受給とかねサービスを受ける側ってところが抜けるとちょっとおっかないなっていうところが1つあったところになります。はい、以上です。

(飯島委員)

ありがとうございます。原口委員お願いします。

(原口委員)

ご発表ありがとうございました。藤井さんのケースとかだったのですけども聞いていて、学校の先生と一緒に、放デイに行ってくれているっていうのがいいなあって思ったのですよね。中々私もちょっと数が少なくなってしまうのですけれども、学校に行くことはあっても中々先生方が外に出てきて下さるっていうのが、あまりないイメージもあったので、やっぱり先生方もねいろんなと

ころに行って、こういうところでやっているのだなっていうのとかを、実際に見ていただくっていうのは大切だなあと思っていて、それがねきっとやられている事業所もあり、違うところもあるのかと思いつつも、このお話を聞いていいなと思った点でした。はい、以上です。

(飯島委員)

ありがとうございます。菅野委員いかがでしょうか。

(菅野委員)

つくば市社会福祉協議会の菅野です。2事例もありがとうございました。とても参考になりました。良かったところは一番大事なところを今日は改めて振り返ることができたのは、気づきから始まっているのが、とても良かったと思いました。

中島委員から、校長先生が気づいたというところがやっぱり良かったなと思いますし、藤井様の事例に関しては、相談員が気づいたっていうところがあって、気づきから何かが動き始めるっていうところなのですが、一方で課題としては、先程枝松委員からもその連携というところありましたが、平時の段階からそういったある程度の決まった会議だったりとか、そういうシステムができていれば、いざという時にも対処できるっていうところだと思うのですよね。未就学の段階から就学に上がるタイミングで必ずそういった場があるというところがあれば、おのずとそこから波及していきますし、お互いがどちらかと言うと福祉の方が教育のところもしっかり学んでいって、それを参考にしていっていいところになっていくと思うのですが、そういった仕組みづくりがなっていくと、より良いのかなっていうふうに改めて気づいたところがありました。以上です。

(飯島委員)

ありがとうございます。

(根本委員)

ありがとうございます。かけはしねっと根本です。

吉田委員からあったその家族が頑張っているケースについて、多分保護者の方々って、そのお子さんに対してしか知らないし、子育てってこういうものと思ってやってくる中で、やっぱりそうやって客観的な視点で見ていただくことってすごく大事だなと思っていて、それをやっぱり藤井さんの方からもありましたけれども、それをマイナス評価で言われてしまうと、私、間違っていたの今までの子育てみたいなことになったり、いやいや私は教育方針こういうものみたいなね、反抗的なことになったりするんで、ぜひそこはまず受けとめていただいて、お母さんすごい頑張っているよねっていうことを言っていた上で、でもこういう視点でどうなのみたいなことだったりとか、結果的に言っていたくと、受け入れられたりとか、たぶんこの中島室長の方からあったケースのお父さんもたぶんはたから見ると、もしかしたら第一印象そういう感じに受け取れてしまいがちな、最初はそうだったのじゃないのかなって、会議を重ねていく中でお父さん自身も変わっていったりだとかっていうことがあって、ぜひ多くの方々が、寄り添って家族さんも間違っていないよということ言っていた上で、この良さを引き出していくということ、すごい本当にすてきな事例だったなあと思ってお伺いしていて、ぜひそういった関わりが、家族さんも交えて行っていただけると親自身の気づきにもなるのかなと思ったりしています。

もちろん支援を受ける側の立場ではあるのですが、やっぱり家庭の中でできることっていうこともやっぱりあるのだろうなと思っていて、積極的な専門的なスキルというものは家庭内ですけれどもやっぱり日々の関わりを1つずつ変えていくとか、言葉がけを変えていくって言ったことだけでも、きっとお子さんの成長にはまた影響するものって違ってくるのだろうなと思うので、ぜひそういった視点もいただけると、家族としてもね、今ペアレントトレーニングみたいなことも言われてはいますけれども、そういったところからも1つ

1つ変わっていくきっかけにはなるではのかなと思うので、今日全体会を通して私自身も気づきをいただいたというか。はい、ありがとうございました。

(飯島委員)

はい、ありがとうございます。他は大丈夫でしょうか。

今回は、好事例ということで、皆さんからも色々ご意見いただいたところですけれども、やっぱり連携は目的を共通認識することから始まり、でも目的解決しようとするとなぶ中島委員からあったようなお父さんの話にどうしてもなってしまうので、やはりそうではなく良いところから見つけていくことで課題解決する可能性があるっていうのは、私としてはちょっと今回教えていただいたなあと思います。中島さんごめんなさい。追加で質問なのですが、例えば校長先生今回困ったって言った時に、市の方に連絡したりってしてきたと思うのですが、そういう図とか流れっていうのはあるのですか。

(中島委員)

一般的な巡回相談依頼書っていうのはあるんですね。何か困ったから見に来て下さい、困っていることがこういう感じですよっていうのはあるのですが、今回の校長先生はそういうのを飛ばした状態で来ました。担任の先生からの困り感、要するに保護者さんが困っていて、担任の先生にどうしたらいいのでしょうか。学校の中でうまくいかないから見に来てっていう時は、巡回相談依頼書っていうのがあって、新谷先生が行って下さる時もありますし、私たちが行く時もあるのですが、本当に緊急だったりとか、それから書いている暇もなくもう見に来てっていう時は、すぐ電話でも行けるようにはしています。

(飯島委員)

申請書だと手続き上の話だと思いますので、初めて校長先生になった教頭先生になったっていう方もその流れが流れとしてこうやって視覚化できているものがあると、また何かこう先生方も相談しやすいのかなあなんて思ったりしました。ありがとうございました。

(中島委員)

緊急にいつでもどうぞつと言う流れを作っちゃうと全部それになっちゃうて、こっちがその子供さんの状況を持たないで行くことになっちゃうので、結構困ったことになっちゃうのですね。その作戦会議ができなくなってしまって、こういうお子さんですって言われると、例えば困り感がいつ頃から出ていてというのである程度作戦を持っていけるのですが、緊急で言われてもその場の行った人の力量でやるしかなくなっちゃうので、結構学校にご迷惑かけちゃったりすることもあるので、普通のルートを通してあります。先生方のネットワークが強いので、何かあった時にはどこに電話すれば、例えばこども部さんとか障害さんとかうちとかが大体きつと相談先だと思うのですが、もうピンポイントでくる校長先生方が多いと思います。ただ、そこは言わずに、一応ちゃんとしたルートでお願いしていますと言っているのです。ちゃんとしたルートでも、ものすごい数が来ています。

(新谷委員)

現状は文章で回っているなので、各学校の先生は見ていると思います。それに対応するのが私たちのお仕事ということですよ。

(飯島委員)

分かりました。自立支援協議会としても、できること何か形にしていけるものがあるかを、また事務局も踏まえて検討していきたいと思います。ありがとうございました。

それでは(2)の協議事項に移りたいと思います。障害児相談支援事業の現状について、こちらは事務局から説明をお願いいたします。

(大前)

着座にて失礼いたします。障害福祉課サービス係大前と申します。よろしくお願ひします。資料の方はありませんが、障害児相談支援事業所の数と現在の障害児通所サービス支給決定数及びセルフプランの割合の報告をさせていただ

きます。今年度はつくば市の方で2か所障害児相談支援事業所が増えましたので、現在28事業所になります。支給決定数に関してなのですが、令和8年2月1日時点で、1767人、そのうち相談支援事業所の決定している方が826名。セルフプラン認定決定されている方が941名という相談率ということで、相談員がついているパーセンテージとしては46.7%ということで、現状では半分以上がセルフプランで決定している形となっております。報告は以上です。

(飯島委員)

はい、ありがとうございます。これまでこの場でもこういう報告はなかったと思うのですが、ご報告いただいた件について質問とかご意見あればと思いますが、いかがでしょうか。

(吉田委員)

カフェベルが吉田です。セルフで取っているものと、あとうちみたいに、今新事業で学校訪問やるって言った時は絶対に相談つけないとだめだよっていうものと、だから窓口で相談員をつけなさいっていうプッシュするっていう、するしかないっていうのは、どういう判断でやられているのか教えて下さい。

(大前)

はい、質問にあった内容ですが、基本的に新規で受ける場合っていうのが、基本的には今保育所等訪問支援事業所は相談員をつけてくださいという案内を促しております。吉田さんがおっしゃっているのは、たぶんセルフプランで決定している人がいるっていうところですね。その方たちは元々利用されていた方で、今年度中につけてくださいっていう案内をお送りしているので、来年以降、セルフプランで保育所等訪問支援を決定される方っていうのはゼロになります。今年はその猶予期間というか、その相談員さんをつけてくださいという案内をセルフプランの方に出させてもらっているんで、もう本当に今まで使ったことのない保育所等訪問支援を使いたいって方に関しては、案内としては相談を最初からつけてくださいっていう案内をさせていただいています。

(藤井主任相談員)

令和9年度については、相談員がいないとサービスが使えませんよ。みたいなお知らせが事業所さん、サービス事業所さんですかね。そういう所に行ったという話も聞いているのですが、間に合うのですかね。これだけの人数がいて、相談員は多分足りないのではないかと思います。いかがでしょうか。

(飯島委員)

その辺は何か市の方で今後の進め方考えるところはありますか。

(大前)

はい。一応その指標として令和9年度という形でお伝えはしているのですが、やっぱり現状ちょっと難しいという形にはなってきてはいます。それをまた再度詰めて、何年度にしようという話とかはまだ出てない段階。ただセルフプランを国としても認めていないっていう形で、最初言っていたのですが、最近の話ではセルフプランもちょっと一部認めるみたいな形で出てはいるので、その辺も再度検討しつつ、何年度までには相談付けて下さいっていうふうに周知させていただくのと、あと一応、事業所さんの指定を取るところで、県の指定に関しては県ですが、一応その事業所を作る前に相談という形で障害福祉課にも来られるので、そういう事業所さんたちには相談支援事業所が、少ないので相談支援事業所を作って欲しいっていう案内は一律させていただいているので、それが浸透するかどうかというところは、その事業所さんの判断にはなるのですが、先程の何年度までっていうのはまだ煮詰まってない状況になります。

(藤井主任相談員)

すいません、誕生日月で受給決定が行くじゃないですか。これってもう少し柔軟に、相談を受けた時とかなになるともうちょっと受けられるかみたいな所もあるのですが、その辺ってやっぱり変えようがないものですかね。

(大前)

その件に関しては、基本的には相談が入ったタイミングから1年という形には問題なくできるのですが、兄弟さんとかが兼ね合いだと、その上限額っていうのが、どっちかが変わっちゃうと変わってしまうという兼ね合いとかがあるので、兄弟間は統一していただきたいという所があるのですが、新規の方に関しては相談員さんがやりやすいように計画が入ったタイミングで、誕生日じゃなくても大丈夫っていう所はあるのですが、そこをたまに保護者さんが、誕生日って誤解していて、申請書がきてしまう事があるので、そこだけ統一してもらえれば、特段こっちは相談員さんがやりやすいようにやっていただくのは全然構わないです。

(藤井主任相談員)

それだったらいいなと私は思います。なんでこんなに生まれ月偏っちゃうような所があるので、そこをそういうふうになっていただけると対応がまだできるかなあとと思います。はい、以上です。ありがとうございます。

(飯島委員)

その他お願いします。

(金森委員)

行政の方にお聞きしたいのですけれども、相談員をつける場合に例えば新規で受給者証を発行する場合、デイサービスをどこにするか決まってから発行しますっていうようなお母さん達みんな言われるのですけどね、大体こういう感じで決まった、その時に相談員の案内っていうのは知っているのですが、ほとんどの保護者が知らないで、うちの方で来て相談員つけるって紹介する場合はほとんどなのですか、行政の方でそういう案内っていうのはどうなのでしょう。

(大前)

はい、基本的に案内というのは、面談の時には行っているのですが、書いてもらう書類や事業所の案内などで多分お母さんが覚えてられないっていうケー

スがもしかしたら多いのですが、案内としては令和何年度までとは言っていないのですが、今後セルフプランで決定できなくなる可能性があるっていう旨は伝えていて、なんでそこに関しては相談員さんを随時付けていただきたい。

ただ説明として児童発達支援の方と違って、放課後等デイサービスに切り替わるタイミングで、やめるっていうか早期療育の結果放課後等デイサービスの利用に至らないっていうケースがあるので、児童発達支援に関してはちょっとなんとも言えないのですが、基本的な案内としては相談員を付けなさいっていう話は、させていただいております。

(飯島委員)

その他はいかがでしょうか。はい、枝松さんお願いします。

(枝松委員)

すいません、今の所、いわゆる事業所を決めてから計画相談っていうのはもちろんいろんな所でやられていると思うのですが、それは計画相談員さんの役割として、本当に適切なのかみたいなのは、ぜひ議論いただけるとありがたいというふうに思っております。親はプロではないから、やっぱり計画相談員さんの資格を持っていらっしゃる方が、今後このご家庭に対してこのサービスでそのニーズがあるからこそこの事業所を選んだって、例えば流れがあるはずなので、いわゆる受給者証を出す為だけの計画相談っていうものに関していうと、ちょっと中々本来の意味とはまた変わってくるような気はしておりますので、そういう意味で言うとその流れ自体どうなのか、もちろんセルフがどうなのかってところにまた戻っていくような気はするのですが、あくまでも計画相談のサービス等利用計画のもとに事業所が決められて、その事業所の個別支援計画が決められていくっていう流れがきっとあるはずだと思いますので、各市町村ご事情があるのは僕も分かってはいるのですが、こういう会議の中でちょっとその流れがずれてしまうとおかしいなって個人的には思ったりはしますので、そこを確認させていただければと思いますので、はい、以上で

す。

(中島委員)

ベースはそうなっているのですよね。

(飯島委員)

その他はいかがでしょうか。28ヶ所の事業所というのは、子供さんの相談支援事業所をやっているところが32のうち28ヶ所ですかね。

(大前)

はい、そうですね。

(飯島委員)

計画みれば分かるはずの話なのですが、この1767人というのは増えているのでよろしいですね。その他はいかがでしょうか。

はい、では(2)の議事もこれで終了とさせていただきます。ではその他になりますが、委員の皆さん事務局の方から何かありますでしょうか。1点私お時間いただいてもよろしいですか。

自立支援協議会の代表の立場で、つくば市の政策イノベーション部企画経営課が行っているバリアフリーマスタープランの推進協議会に出席しています。本来であれば全体会議で委員の皆さんに意見を伺うべきところですが来月この推進協議会がありまして、令和7年度にバリアフリーに何か取り組みをした団体さんだったり、所属さんだったりあったら、報告する場があります。今日お集りの皆さんの所属や、団体等で今年度こんなことやったよってというのがあれば、ぜひ情報提供いただけないでしょうか。内容としてはハード面や心のバリアフリーというソフト面でも結構です。もし思いついた方いたらぜひ情報一緒に共有させてください。よろしくをお願いします。その他ありますか。大丈夫でしょうか。はい、では議事これにてすべて終了とさせていただきます。事務局の方にお戻しします。お願いします。

(片桐)

飯島部会長ありがとうございました。それでは以上を持ちまして、本日の会議はすべて終了となります。本日はお忙しい中ご出席いただきましてありがとうございました。お疲れ様でございました。駐車券の無料化まだお済でない方いらっしゃいましたら、お知らせくださいませ。

令和7年度つくば市障害者自立支援協議会
第2回 こども部会（専門部会1） 次第

日 時 令和8年2月5日(木)

13時30分～15時

場 所 つくば市役所 会議室 501

1 開 会

2 部会長あいさつ

3 協議事項

(1) 「教育機関との連携について」（事例共有）

(2) 障害児相談支援の現状について

4 その他

5 閉 会

令和7年度第2回

つくば市障害者自立支援協議会専門部会（こども部会）

「教育機関との連携について」（事例共有）

令和8年(2026年)2月5日(木)

教育局特別支援教育推進室



効果のあった拡大ケース会議（小学校の例）

- ・対象児：自閉症・情緒障害特別支援学級在籍5年生男子
- ・会議実施の経緯：教師と対象児の不和
 - …対象児が思う担任の苦手なところ→自分への「暴力」「暴言」「他者ひいき」担任や学年の教師との関係がこじれ、学校だけでは修復が難しい
 - 児童館や習い事でも問題が見え始めている
 - 関係する全員で集まり、対象児の成長を支えたい
- ・会議前：授業や生活の様子への参観、本人との会話、学校からの情報共有、進め方の打合せ
- ・会議参加者：学校…校長、教頭、生徒指導主事、学年職員（主任、交流学級担任）、特別支援担当職員（担任、特別支援教育C○）
市 …児童館館長、こども未来課（現こども未来センター）心理士と相談員、学び推進課SSW、特別支援教育推進室室長
家庭…父親

学校からの依頼

毎回10人から15人



・ 会議の進め方：

1回目の会議の最初に学校の司会者が「不安なことや心配なことを話してください」と父親に言ったところ、父親から「困りごと発信の場か」「つるしあげか」という発言と「ズラズラ話すよりお題があったほうがよい」という提案があり、各自の視点で「**本人の良さ**」を報告し合い、それを生かしてどう対応するかを話し合う場とした。以後ほぼ3か月に1回、毎回このスタイルで行った。2回目以降は「**本人の成長**」という視点が加わった。

・ 1回目の会議：

★家庭と学校から出た「**本人の良さ**」とそれを生かすための市からの提案

○家庭から：寛容、優しい、動物が好き

○学校から：探求心がある、PC・工作・話をするのが好き、自分で計画を立てられる

「1年経った時にこのクラスでよかったと言えるようになりたい」という希望がある

○市から：自分なりに納得できる理屈が入れれば活動できる、学習への意欲や集団生活・友人関係に対する自分なりの指標がある

…興味関心を生かして苦手意識を減らす、できる範囲で本人の「好き」と授業をリンク、教師と本人それぞれが自己開示を練習、対話が勝ち負けにならないような約束のもと対話の時間を確保、継続的な会議の開催



★「本人の良さ」を生かした今後の対応の決定：家庭と学校の共通の課題

- ① 自分で選択する機会を増やす
- ② 学校行事に参加できるように促す
- ③ 対話の時間を増やす

- ・ 2回目以降は上の①②③について現状を話し合い、必要があれば新たに④や⑤となる課題を追加
- ・ 2年間の会議を通じた学校、対象児、家庭の変容（学校、市、家庭それぞれの視点で確認）
 - 学校：本人の強みを引き出す取組をしている、本人に合ったSSTを有効に実施している、プラスのフィードバックが本人の成功体験を生んだ
 - 対象児：今まで苦手だった「継続すること」による成功体験で成長できた、穏やかになり冷静な姿が増えた、自分を抑えることができるようになった、授業に参加し堂々と発表できるようになった、話し合えるようになった、友人ができた、教師を信頼し尊敬する姿勢が見えるようになった
 - 家庭：会話が増えた、将来を話し合えるようになった（目的のある会話ができる）、本人から先生や友人の話が聞けるようになった



家庭と教育と福祉の連携のために

2026.02.05 主任相談支援専門員 藤井 ひとみ

家庭と教育と福祉の連携のために

2

相談支援専門員の役割とは

- ▶ 障害児・障害者の意向を踏まえて、自立した日常生活や社会生活の 実現のため、公正中立な立場から障害福祉サービス利用のための支援を行います。
- ▶ 具体的には、生活全般に関わる相談・情報提供やサービスなど利用計画の作成、モニタリング、関係機関との連絡・調整などの業務を担います。（ワムネットより引用）

発達支援には弱いと言われているが、最近はいろいろなところで学ぶ機会があり
スキルアップが出来ている。

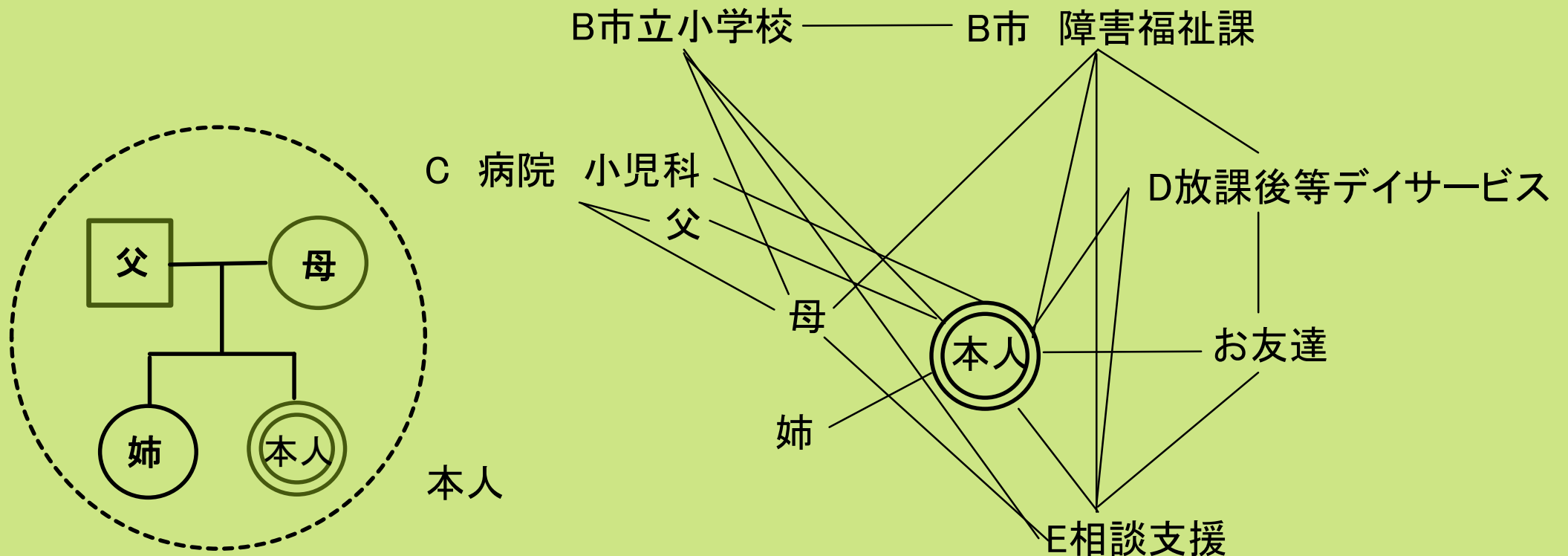
家庭と教育と福祉の連携のために

プロフィール

氏名:Aさん(小学校低学年)

障害名:自閉症(ASD) Autism Spectrum Disorder (ASD)

家族構成:本人・父、母、姉



児童Aの生活歴

- ・健やかに生まれ、特に心配することもなく子育てしてきた。
- ・発達についても、こんなものかと思って育ててきた。
- ・衝動的に行動するところがあったが、年齢とともに落ち着くものと考えていた。
- ・市内の幼稚園に入園するが、集団生活ができないと指摘を受けた。
- ・幼稚園の先生から言葉の遅れもあるので、療育支援を受けるように勧められる。
- ・C病院を受診したところ、自閉症と診断されたが、治るものなのかと心配をした。
- ・療育を受けて少しでも改善できると良いと、D児童発達支援事業所に相談し、幼稚園と併用しての通所が開始となる。
- ・その後、D児童発達支援事業所からの紹介で、E相談支援事業所に相談する。
- ・幼稚園を卒園し、B市立小学校に入学。入学と同時に週に2～3回の放課後等デイサービスの利用も開始となった。

社会環境における本人の様子

- ・他者とのコミュニケーションは苦手。相手の気持ちを考えないで何でも言ってしまう傾向にある。
- ・1年生時は登校を拒否することはあったが、なんとか登校していた。
- ・2年生時の5月頃から学校に行くことが出来ない日が出てくる。
- ・母からの相談があり、どのように対応していったら良いのかを相談される。
- ・母は、本人が「行かない」と言って抵抗するところを、引きずるようにして連れていくことが、良いのかどうかを悩み始める。
- ・このまま家にいて、出られなくなってしまうのではないかと、引きこもりになってしまうのではないかと心配をする。
- ・父親に相談しても学校に行かないことを怒るばかりであり、泣いてしまうことがある。



この頃、E 相談支援専門員に相談をする。

相談支援専門員との関係性

- ・幼い頃から相談支援専門員としてかかわりがあった
- ・1年生時に本児の母親と一緒に授業参観をした
- ・学校での過ごしい方がうまくいかない
- ・KYと言われてしまう
- ・お友達とのコミュニケーションがうまくできない



先生に学校への訪問を相談し、E相談員と母が参観ができた



関係者の先生方と意見交換をした

本人の居場所作りを考えた → 母親と E相談支援専門員



- ・学校欠席時の対応として、本人が利用している放課後等デイサービスの事業所で、朝からの利用ができるように依頼し、検討していただく
- ・利用時の際の支援計画を作成し、学校には母親から報告をしていただく
- ・休んだ日の過ごし方を担任の先生に報告する。
- ・先生からの連絡があり、放課後等デイサービスに本児の様子を一緒に見に行く



同時にスクールカウンセラーに相談
教育相談センターに相談

家庭と教育と福祉の連携のために

